

目 次

◎会議録第1号（3月2日）議案説明

開 会	5
日程第1	会議録署名議員の指名 5
日程第2	会期の決定 5
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告 5
日程第4	教育長諸般の報告 9
日程第5	請願第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充 を求める意見書」の採択を求める請願書 13
日程第6	請願第 2号 公契約条例の制定による適正賃金・労働 条件の確保と地域経済の振興を求める請 願 13
日程第7	報告第 1号 専決処分の報告について（松前町町民グ ランド ホッケー場整備工事（その6） 変更請負契約） 13
日程第8	議案第 1号 松前町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例 16
日程第9	議案第 2号 松前町特別職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例 16
日程第10	議案第 3号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例 16
日程第11	議案第 4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例 18
日程第12	議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例 18
日程第13	議案第 6号 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例 19
日程第14	議案第 7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部 を改正する条例 22
日程第15	議案第 8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例 22
日程第16	議案第 9号 松前町行政不服審査会条例 22

日程第17	議案第10号	松前町税条例等の一部を改正する条例……………25
日程第18	議案第11号	松前町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例……………26
日程第19	議案第12号	松前町指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例の一部を改正する 条例……………27
日程第20	議案第13号	平成27年度松前町一般会計補正予算 (第5号)について……………29
日程第21	議案第14号	平成27年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第3号)について……………29
日程第22	議案第15号	平成27年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第3号)について……………29
日程第23	議案第16号	平成27年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第3号)について……………29
日程第24	議案第17号	平成27年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第4号)について……………29
日程第25	議案第18号	平成27年度松前町水道事業会計補正予 算(第2号)について……………29
散	会	……………32

~~~~~

◎会議録第2号(3月3日) 議案説明・質疑・委員長報告

|      |                   |                                       |
|------|-------------------|---------------------------------------|
| 開    | 議                 | ……………37                               |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名……………37 |                                       |
| 日程第2 | 議案第19号            | 平成28年度松前町一般会計予算につい<br>て……………37        |
| 日程第3 | 議案第20号            | 平成28年度松前町国民健康保険特別会<br>計予算について……………37  |
| 日程第4 | 議案第21号            | 平成28年度松前町後期高齢者医療特別<br>会計予算について……………37 |
| 日程第5 | 議案第22号            | 平成28年度松前町介護保険特別会計予                    |

|          |           |                                             |    |
|----------|-----------|---------------------------------------------|----|
|          |           | 算について……………                                  | 37 |
| 日程第6     | 議案第23号    | 平成28年度松前町公共下水道事業特別<br>会計予算について……………         | 37 |
| 日程第7     | 議案第24号    | 平成28年度松前町水道事業会計予算に<br>ついて……………              | 37 |
| 日程第8     | 議案第25号    | 伊予市松前町共立衛生組合規約の一部変<br>更について……………            | 44 |
| 日程第9     | 議案第26号    | 伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の一<br>部変更について……………          | 44 |
| 日程第10    | 議案第27号    | 土地改良事業の施行について……………                          | 45 |
| 日程第11    | 議案第1号     | 松前町職員の給与に関する条例の一部を<br>改正する条例……………           | 46 |
| 日程第12    | 議案第2号     | 松前町特別職の職員の給与に関する条例<br>の一部を改正する条例……………       | 47 |
| 日程第13    | 議案第3号     | 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償<br>に関する条例の一部を改正する条例…………… | 47 |
| 日程第14    | 議案第13号    | 平成27年度松前町一般会計補正予算<br>(第5号)について……………         | 48 |
| 日程第15    | 議案第14号    | 平成27年度松前町国民健康保険特別会<br>計補正予算(第3号)について……………   | 48 |
| 日程第16    | 議案第15号    | 平成27年度松前町後期高齢者医療特別<br>会計補正予算(第3号)について……………  | 48 |
| 日程第17    | 議案第16号    | 平成27年度松前町介護保険特別会計補<br>正予算(第3号)について……………     | 48 |
| 日程第18    | 議案第17号    | 平成27年度松前町公共下水道事業特別<br>会計補正予算(第4号)について……………  | 48 |
| 日程第19    | 議案第18号    | 平成27年度松前町水道事業会計補正予<br>算(第2号)について……………       | 48 |
| 日程第20    | 研修報告…………… |                                             | 52 |
| 散 会…………… |           |                                             | 54 |

◎会議録第3号(3月9日)一般質問

|                      |    |
|----------------------|----|
| 開 議……………             | 58 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名…………… | 58 |

|      |            |       |     |
|------|------------|-------|-----|
| 日程第2 | 一般質問       |       |     |
|      | 8番 藤岡 緑議員  | ..... | 58  |
|      | 3番 金澤 浩議員  | ..... | 71  |
|      | 4番 影岡 俊範議員 | ..... | 89  |
|      | 7番 村井慶太郎議員 | ..... | 96  |
| 散 会  | .....      |       | 100 |

~~~~~

◎会議録第4号（3月18日）委員長報告

開 議		107
日程第1	会議録署名議員の指名	107
日程第2	請願第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を 求める意見書」の採択を求める請願書	107
日程第3	請願第 2号 公契約条例の制定による適正賃金・労働 条件の確保と地域経済の振興を求める請 願	107
日程第4	議案第 7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部 を改正する条例	111
日程第5	議案第 8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例	112
日程第6	議案第 9号 松前町行政不服審査会条例	112
日程第7	議案第10号 松前町税条例等の一部を改正する条例	113
日程第8	議案第11号 松前町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例	114
日程第9	議案第12号 松前町指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例の一部を改正する 条例	116
日程第10	議案第19号 平成28年度松前町一般会計予算につ いて	117
日程第11	議案第20号 平成28年度松前町国民健康保険特別 会計予算について	117

日程第12	議案第21号	平成28年度松前町後期高齢者医療特別 会計予算について……………	117
日程第13	議案第22号	平成28年度松前町介護保険特別会計予 算について……………	117
日程第14	議案第23号	平成28年度松前町公共下水道事業特別 会計予算について……………	117
日程第15	議案第24号	平成28年度松前町水道事業会計予算に ついて……………	117
日程第16	議案第27号	土地改良事業の施行について……………	128
日程第17	議案第28号	平成27年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算（第4号）について……………	129
日程第18	議案第29号	副町長の選任について……………	130
日程第19	議案第30号	松前町教育委員会委員の任命について……………	131
閉 会……………			134

3月2日（第1号）

平成28年松前町議会第1回定例会会議録

平成28年3月2日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊 賀 上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13番 三好勝利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	中 矢 博 史
教 育 長	本 馬 毅
総務部長兼 総務課長	金 子 知 芳
保健福祉部長	高 橋 昌 志
産業建設部長	升 田 年 紀
教育委員会 事務局長	岡 本 明
財政課長	久津那 良 幸
財政課技監	瀧 本 精 一
税務課長	島 田 恵 介
国体準備室長	塩 梅 淳
福祉課長	大 政 哲 志

町民課長	西岡 きわ子
保険課長	久津那 延 幸
健康課長	山本 有 三
まちづくり 課長	松岡 謙 三
産業課長	徳居 芳 之
上下水道課長	忽那 俊 幸
会計課長	松岡 芳 弘
学校教育課長	合田 光 隆
社会教育課長	富田 徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政 博 文
議会事務局 書記	仙波 晴 樹

平成28年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.1

	平成28年3月2日(水)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告		
日程第4	教育長諸般の報告		
日程第5	請願第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める請願書	
上程		委員会付託(総務産業建設)	
日程第6	請願第2号	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域 経済の振興を求める請願	
上程		委員会付託(総務産業建設)	
日程第7	報告第1号	専決処分報告について(松前町町民グラウンド ホッケー 場整備工事(その6)変更請負契約)	
上程	報告	質疑	
日程第8	議案第1号	松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明		
日程第9	議案第2号	松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	
上程	提案理由説明		
日程第10	議案第3号	松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例	
上程	提案理由説明		
日程第11	議案第4号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第12	議案第5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第13	議案第6号	松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	

日程第14	議案第 7号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第15	議案第 8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第16	議案第 9号	松前町行政不服審査会条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第17	議案第10号	松前町税条例等の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第18	議案第11号	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第19	議案第12号	松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第20	議案第13号	平成27年度松前町一般会計補正予算（第5号）について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第21	議案第14号	平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第22	議案第15号	平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第23	議案第16号	平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第24	議案第17号	平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第25	議案第18号	平成27年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

○議長（岡井馨一郎） 三好議員より遅参の申し出がありましたので、御連絡しておきます。

午前9時30分 開会

○議長（岡井馨一郎） ただいまから平成28年松前町議会第1回定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

2番田中周作議員、3番金澤浩議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月24日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月18日までの17日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 町長あいさつ並びに諸般の報告

○議長（岡井馨一郎） 日程第3、町長あいさつ並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） おはようございます。議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

ことしの冬は例年と違って暖かく、早くから春を思わせる日もありましたが、その一方で、1月には約40年ぶりの大寒波に見舞われるなど寒暖の差も激しく、体調管理の難しい冬でした。3月に入って、河川敷などに菜の花が黄色いじゅうたんとなって咲き誇り、いよいよ本格的な春の訪れを感じる季節となっています。

本日、平成28年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、平成28年度当初予算案を初め、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

す。

先般、大相撲の佐渡ヶ嶽親方と一緒に、町内在住の高校生林祐哉君が役場に来てくれました。林君は、昨年10月に町制施行60周年記念イベントとして開催した大相撲松前場所をきっかけに、佐渡ヶ嶽部屋に入門することになったそうです。これから始まる相撲部屋での生活に期待と不安で胸を膨らませていましたが、林君の今後の活躍を大いに期待しています。

それでは、平成28年第1回定例会の開会に当たり、上程しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、地方創生について申し上げます。

急速な少子・高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の集中を是正するため、一昨年まち・ひと・しごと創生法が制定されました。国と地方とが一体となって、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくための取り組みが今年度からスタートいたしました。本町におきましても、人口の現状を分析し、2060年までの長期目標を示す人口ビジョンと、町が目指すべき将来の方向性や講ずべき具体的な施策をまとめた総合戦略を先月策定いたしました。策定に当たりましては、まち・ひと・しごと創生推進会議を初め、住民の皆様や議員各位から多くの貴重な意見を賜り、厚くお礼を申し上げます。今後は、総合戦略で策定いたしました63の取り組みを着実に実施し、誇れるライフタウンの実現を目指してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

近い将来発生が予想されております南海トラフ巨大地震や近年全国各地で発生しておりますゲリラ豪雨等に対する防災・減災対策は、本町にとりましても最重要課題の一つであります。本年1月、津波からの一時的な避難場所として、役場前のマンションを提供していただく協定を所有者の方と締結いたしました。今回の協定により、町が指定する緊急避難場所は3カ所となります。今後も、緊急避難場所の確保を初め、さまざまな防災対策を講じていき、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、町政懇談会について申し上げます。

地域の声を町行政の各種施策に反映させることを目的に、私どもが地域に出向いて地域の方と直接意見交換をさせていただき町政懇談会を今月から始めたいと考えております。この懇談会では、町がこれから進めていこうとする町政方針をお伝えするとともに、その方針に対する御意見や、それぞれの地域が抱える課題、要望等について忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。各地域の皆様におかれましては、私どもが各地域に出向きました際には、ぜひ御参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、子育て支援について申し上げます。

安心して子供を産み育てられるまちづくりを推進するため、来年1月から外来医療費の

助成対象を中学校3年生まで拡充し、義務教育修了までの医療費の無料化を実施します。そのための関係経費を平成28年度当初予算に計上し、準備を進めてまいります。

また、放課後児童クラブにつきましては、児童福祉法の改正により、平成31年度までに小学校6年生までの児童の受け入れが必要となったため、まず北伊予校区について、北伊予小学校の敷地内に施設を準備いたします。来年4月からの供用開始に向けて、関係経費を平成28年度当初予算に計上し、準備を進めてまいります。なお、松前校区、岡田校区につきましても、平成31年度末を目途に今後計画的に準備を進めてまいります。

次に、国民体育大会について申し上げます。

えひめ国体の開催を来年に控え、運営方法の確認と国体開催の機運を醸成するため、競技別リハーサル大会を9月と11月に開催します。そのため、役場では職員が一丸となって取り組めるように、本年1月に実施本部を設置いたしました。リハーサル大会では、全国の方々が本町を訪れることから、温かくお迎えできるように、実行委員会と連携を図って万全の態勢を整えてまいります。町民の皆様にはさまざまな形で御参加いただき、町民総参加の大会となりますよう御協力をお願い申し上げます。

次に、産業振興について申し上げます。

松前町と株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、松山市農業協同組合は、4月18日に松前町の地域経済活性化に向けた連携協力協定を締結いたします。この協定は、お互いが保有する情報やノウハウ等を有効に活用しながら、松前町のすぐれた製品のブランド化や販路開拓、ビジネスマッチングの支援等活力ある産業の振興に努めることにより、個性豊かな地域経済の発展を図るものです。平成25年には、株式会社伊予銀行と同様の協定を締結しており、今回の協定とあわせると、町内にある全ての金融機関と連携協力体制が整いました。地方創生の取り組みが求められている中、今後は本町と関係機関がさまざまな分野においてこれまで以上に連携、協力していきたいと考えております。

次に、松前町教育大綱について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の教育等に関する目標や、施策の基本となる方針を示す大綱の策定が義務づけられました。昨年4月から町長部局と教育委員会との間で懇談会を6回、総合教育会議を2回それぞれ開催いたしまして、本町の教育の目標や基本的な方針を定めた「松前町教育大綱～自立・共生・飛躍 学び合うまさき～」を先月策定いたしました。今後は、この大綱に基づいて本町の教育行政に取り組んでまいります。

JR北伊予駅自由通路の整備について申し上げます。

この件につきましては、平成26年7月に特別委員会が設けられ、事業費や費用対効果などについて議論された経緯がございます。私も、副町長として、また昨年12月に町長に就任してからもさまざまな検討や考察を行ってまいりましたが、JR北伊予駅自由通路は、

J R 松山駅付近連続立体交差事業による車両基地、貨物駅の移転に伴う周辺整備の補助制度を活用して整備を実施するという方針を固めました。その判断理由は、この自由通路は予讃線による地域の分断の解消、将来の北伊予駅周辺のにぎわいの創出のために必要な施設であること、北伊予駅利用者の利便性の向上や安全性の確保に資する施設であること、実施に当たっては、国、県からの補助金や元利償還金の一部に交付税措置がされる有利な地方債の借入れが活用でき、実質的な町の負担はかなり軽減されること、そういうことから北伊予駅、ひいては松前町の将来の発展のためには有利な補助制度を活用できるこの機会に整備しておくことがベストの選択だと判断したものです。

なお、整備に当たっては、自転車用のスロープを取りやめ、歩行者用の階段にすることで事業費の抑制を図る一方、高齢者や障がい者などの利便性を高めるため、エレベーターの設置についても検討したいと考えており、今後関係者や関係機関と協議を進め、平成30年度の完成を目指してまいります。車両基地等の移転に伴う周辺整備の補助事業を活用するためにはリミットの時期が近づいており、今回の判断につきまして、議員各位や住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成28年度一般会計当初予算について申し上げます。

日本経済は、国の積極的な経済対策により、一部に弱さも見られますが緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されています。一方で、中国を初めとするアジア新興国家等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあるなどの不安定要素も存在し、依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような状況のもとで、地方公共団体が住民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくためには、新たな着眼や柔軟な発想から行財政改革に取り組むとともに、地方分権を推進し、活力ある地方をつくるための施策の展開が可能となるように、地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成28年度予算は、歳入については税込及び地方消費税交付金について一定の改善が見込まれますが、その反面、普通地方交付税については減額が見込まれ、各事業における財源確保のための地方債についても借入額が増加しているため、予断を許さない状況となっています。

歳出については、義務的経費や補助費などの増加とあわせて、国体運営などの大型事業や特別会計への繰り入れが財政を圧迫しており、大幅な財源不足に陥っています。こうした財源不足に対応するため、可能な限り地方債を充当するとともに、財政調整基金から1億5,000万円の繰り入れを行い当初予算編成を行ったものの、当初予算以降の財源については厳しい状況が予想されます。そのため、平成28年度においては、前年度に増して既存の経常的経費等について、さらに創意工夫による節減に努めるとともに、選択と集中により

限られた財源を真に必要な事業に重点配分し、効率的に事業を行ってまいります。

このような厳しい状況ではありますが、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、第4次総合計画の将来像である「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」の実現を目指します。また、松前町をさらに発展させ、誰もが松前町に住んでいることを誇りに思えるような成熟した誇れるライフタウンにするため、私が町長に就任した際お約束をしました5つのまちづくりを新たな目標とし、これらの実現に向けた予算配分を行っています。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件12件、予算案件12件、その他議決を求めものが3件、合わせて28件の議案を提出しております。

各議案の詳細につきましては、提案説明の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

○議長（岡井馨一郎） 町長あいさつ並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 教育長諸般の報告

○議長（岡井馨一郎） 日程第4、教育長諸般の報告を行います。

本馬毅教育長。

○教育長（本馬 毅） それでは、諸般の報告をいたします。

初めに、昨年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されましたので、概要について4点のみ説明をいたします。

改正点といたしまして、第1に、教育行政の責任を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化し、教育長が教育委員会を代表することになりました。第2に、首長と教育委員会が教育に関する諸問題を協議、調整する場として、総合教育会議を設置します。第3に、首長が教育委員会と協議、調整を行い教育大綱を策定し、教育の方向を示します。第4に、いじめ問題等により児童・生徒の生命または身体に被害が生じた場合には、首長は緊急に総合教育会議を開き、講ずるべき措置について教育委員会と協議、調整を行います。

それでは、平成27年度の教育行政について報告をいたします。

初めに、学校教育について申し上げます。

平成27年度の町内児童・生徒数は、小学校3校で1,678名、中学校3校で861名、幼稚園2園で177名であり、県内においては人口の減少が進む中、ほぼ横ばいの状態で推移しております。

学校運営につきましては、全ての学校で目指すべき方向性を示したグランドデザインを

定め、全教職員の共通理解のもと、保護者や地域との連携協力体制を構築し、教育活動の充実を図っております。

また、27年度から松前中学校に学校事務に係る共同事務室を設置し、全小・中学校の学校事務職員の共同処理による事務の標準化、効率化に取り組んでおります。

学力の定着と向上につきましては、各学校の学力向上推進主任を中心に授業の改善や充実に努めています。今年度も、文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査において、町内小・中学校における平均正答率はいずれも県や全国の平均を上回っております。町としても、毎年学習の到達度を評価する学力検査を実施し、見きわめているところでございます。

県の研究指定事業につきましては、今年度が3年目で最終年度となる、家庭や地域が一体となって子供たちの体力向上を目指した子供体力向上事業を北伊予小学校で実施し、松前小学校、松前中学校では、県漁連と共同して海や浜辺を美しくする運動を実施いたしました。また、岡田中学校では、がんに対する正しい理解をするためのがんに関する教育推進事業に取り組み、専門家の医師の講演会を実施しました。

次に、特別支援教育においては、松前町特別支援連携協議会を中心に、学校医、大学、特別支援学校等の関係機関と連携協力して研修会を開催し、教員のスキルアップを図りました。

各学校では、年二、三回の巡回相談を実施し、特別な支援を必要とする児童・生徒が充実した学校生活を過ごせるように努めてまいりました。町といたしましては、よりきめ細かな支援ができるよう、学校生活支援員を適切に配置しました。

学校生活における安全確保では、防犯対策上、必要な学校に防犯カメラを設置するとともに、松前中学校の劣化していた相撲場の撤去を行いました。

学校教育環境の整備では、児童・生徒が安心・安全に使用できるように、松前小学校のプールの全面防水工事を行いました。

学校給食センターにつきましては、地元産の食材の利用を推進するとともに、学校、栄養教諭、調理員が一体となって、食品管理、栄養管理に取り組んでおります。

また、年々増加傾向にあるアレルギーのある子供たちのために、アレルギー除去食を調理することにより安心して給食が食べられるよう努めています。

調理等業務委託につきましては、今年度実施に向け検討を行い、昨年末までに説明会やプロポーザルを実施し、委託予定業者を決定するまでに至っております。昨年12月の議員全員協議会において御報告のとおり、本定例会で予算審議後の4月から運用を開始する予定です。

次に、社会教育について申し上げます。

まさきふれあい学園では、町民みずからがテーマを選び学習できるように、生涯学習講

座、町民企画講座を充実させ、合計18の講座、教室を開催し、多数の方が受講され、好評を得ました。

また、文化センターの指定管理者との共催で、松前カルチャークラブを開設し、ボクササイズ教室、英会話教室、就職、再就職のためのパソコンステップアップ講座など多様なクラブを実施し、参加者それぞれに学びの意識を高めることができました。

次に、文化センターで実施した2泊3日の体験合宿では、町内小学校の5年生から6年生の合計11名の参加がありました。この合宿は、初めての試みとして夏休み期間中に行いましたが、参加者全員が食事づくり、洗濯、掃除などお互いに協力し合い、最後までやり遂げ、友達や家族の大切さ、地域の方々への感謝の気持ちを持つことができました。

人権教育につきましては、人権に関する正しい理解を深めるため、明るい人権のまちづくり大会の開催や、各分館での人権同和教育、巡回学習講座を実施いたしました。

また、人権擁護委員と連携し、児童に対し人権意識の高揚を図るため、人権の花運動を松前小学校の4年生を対象に行いました。

男女共同参画事業につきましては、フレッシュ・リブまさきと連携を図りながら、男女共同参画社会づくりに向け、啓発活動や学習会などを実施しました。

社会体育につきましては、町民がスポーツを通して健康づくり、体力づくりができるように、スポーツ少年団交歓会、ふれあい健康マラソンなど、子供から高齢者までを対象とした各種大会を実施し、参加者もふえてきました。

また、平成29年に開催されるえひめ国体に向け、ホッケー、ボクシング競技の教室を実施するなど、競技団体と連携した取り組みを実施し、国体開催の機運を高めてまいりました。

次に、指定管理者制度による松前公園体育館、文化センターの管理事業につきましては、両施設とも指定管理者として特色を生かした独自の事業を展開し、住民ニーズに応えるべく努力をしており、好評を得ております。

次に、平成28年度の主な取り組みについて申し上げます。

町長とともに策定した松前町教育大綱を踏まえ、自立、共生、飛躍、学び合うまさきを教育の基本理念とし、生涯を通じて学び合う町を目指します。郷土の偉人義農作兵衛翁の生き方に学び、郷土を愛するとともに、思いやりや正しい判断力を持った子供を育てます。

まず、学校教育ですが、ICT教育につきましては、町内小・中学校にデジタルテレビを設置します。ICT環境を整備し、児童・生徒たちの学習に大いに役立たせるとともに、パソコンを利用した授業に活用するなど、幅広い学習への取り組みに努めます。

学力の定着と向上につきましては、引き続き全国学力・学習状況調査、愛媛県学力診断調査等の学力調査や各学校の学校評価を分析し、より学力向上につながる具体的な施策や

取り組み等について、学力向上推進委員会において検討し、さらなる学力の向上を図りたいと考えています。

特別支援教育については、松前町特別支援連携協議会を中心に一層の充実を図るとともに、本年4月から施行される障害者差別解消法の学校への啓発と義務づけられた合理的配慮に取り組んでまいります。

いじめ問題も、引き続き学校、家庭、地域がより連携しながら、未然防止に向けた取り組みを行い、子供の命を守り切るために、いじめを生まない、いじめをしない学校づくりに取り組みます。

また、県教育委員会と連携した研究指定事業として、通学路安全推進事業を町内小・中学校が連携して取り組みます。北伊予中学校では、体力向上実践モデルとして、子供の体力向上対策事業について取り組む予定です。

給食センターにつきましては、調理業務等委託業者と定期的な意見交換をし、安全・安心な給食が提供できるよう努めていきます。

次に、社会教育ですが、生涯学習につきましては、全ての人々が生涯にわたって学習活動や社会参加を行うことができるよう、各種事業を行います。

まさきふれあい学園では、新たな講座の企画などを行い、魅力ある講座の開設を図ることにより、町民みずからが主催し、地域づくりの活動を行う町民企画講座を引き続き実施いたします。

また、公民館を安心して御利用いただくために、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されております西、北公民館の2次診断の予算を計上しております。

人権教育につきましては、人権・同和教育の推進を図るため、学校、家庭、地域と連携を図りながら、より一層人権・同和教育の推進に取り組んでまいります。

男女共同参画社会づくりにつきましては、男女が互いに人権を尊重しつつ、自分らしく輝いて暮らせる社会づくりに向け、男女共同ふれあいフォーラムの開催、広報啓発活動の充実や各種研修会を行います。

社会体育につきましては、町民の健康で心豊かな人づくりを目指して、自発的なスポーツ活動をサポートするため、体育協会等と連携しながら、各種スポーツ大会、スポーツ教室を開催するほか、施設の整備充実やスポーツ団体、クラブの育成等に努めてまいります。また、えひめ国体に向けて、ホッケー、ボクシング競技の教室も引き続き実施します。

最後に、松前公園体育館、文化センターの管理運営につきましては契約更新を行い、今後5年間の指定管理期間となります。各管理者との連絡を密にし、今後ともより多くの住民が気持ちよく利用できるよう指導、監督を行っていきたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 教育長の諸般の報告を終わります。

この場で暫時休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時6分 再開

○議長（岡井馨一郎） 本会議を再開します。

~~~~~

日程第5 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書（上程、委員会付託（総務産業建設））

日程第6 請願第2号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める請願（上程、委員会付託（総務産業建設））

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書及び日程第6、請願第2号公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める請願を一括議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りしております請願書の写しのとおりです。

お諮りします。

請願第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

お諮りします。

請願第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について（松前町町民グラウンド ホッケー場整備工事（その6）変更請負契約）（上程、報告、質疑）

○議長（岡井馨一郎） 日程第7、報告第1号専決処分の報告について（松前町町民グラウンド ホッケー場整備工事（その6）変更請負契約）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第1号専決処分について報告いたします。

松前町町民グラウンド ホッケー場整備工事（その6）について、契約金額を増額する必

要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、瀧本技監に説明をさせます。

○議長（岡井馨一郎） 瀧本財政課技監。

○財政課技監（瀧本精一） それでは、報告第1号松前町町民グラウンド ホッケー場整備工事（その6）の変更請負契約の締結について、参考資料で補足して御説明申し上げます。

参考資料の1ページをお開きください。

今回の変更は、当初契約額から316万9,000円を増額し、変更後1億7,704万9,000円としたものであります。その変更内容は、主なものとして、人工芝の端部を固定するため地先境界ブロックを新設しました。また、人工芝及びゴムチップ舗装において、透水性を図るため路盤材の変更を行いました。

2ページをお開きください。

施工箇所のわかる平面図になります。凡例にあります赤色の破線で示した箇所が、人工芝とゴムチップ舗装の境に地先境界ブロックを施工したところです。また、青色で示した人工芝の舗装部分と茶色で示したゴムチップ舗装部分について、路盤材の変更を行ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） この報告、町民グラウンドの人工芝及びゴムチップ舗装において、透水性を図るために路盤材の変更を行ったために、316万9,000円増額になったんで報告ということなんですけど、僕も町民グラウンドのホッケー場、これをよくするためにある一定仕方ないかなと思うところはあるんですが、これ契約金額が1億7,000万円からの工事で、多分設計会社にある程度設計金額を払って設計してもらおうとんですよ。1億7,000万円からの大きな工事をするのに、原設計どおりに設計してこういうふうになるのかどうなのかというところと、設計会社は設計はほたら何なんぞと。多分、設計会社は測量もされて、地質調査もされとると思うんですよ。それで設計してもらおうと思うんですけど、設計というんはどういうふうな、今までホッケー場に対して設計金額はどれぐらい要ったんか、ちょっとお聞かせ願いたんですけどね。

○議長（岡井馨一郎） 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（岡井馨一郎） それでは、再開いたします。

理事者側の答弁は……。

塩梅国体準備室長。

○国体準備室長（塩梅 淳） じゃあ、村井議員さんの御質問にありました委託料についてお答えをいたします。

これ25年度に行いまして、委託料につきましては1,522万5,000円の委託料でございます。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 設計委託料が1,500万円近くで、1億7,000万円からの工事で、この1,500万円を委託して設計会社へ払って、もともと工事というんは基本的には設計どおりやるんやと。これが基本なんですよ。ほいで、これ設計変更したということ、今回追加ということで報告がありましたが、もう一点聞きたいのは、この変更、これは設計会社と協議して設計単価をはじいたのか、それとも増額の部分は誰がどういうふうにして金額をはじいたのか、ちょっとお知らせくださいや。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 設計変更に関する費用の入れ方については、うちの職員が入れております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） それ町の職員で設計変更の分を決めたということですけどね。だけど、基本的には設計委託料を払うて設計会社に設計していただくんですから、設計どおりに着工していくんが僕は工事の原型やと思うんですよ。町で単独にそれをやったかどうかはわからんやけど、そういう上では設計委託料も払うとんですから、設計会社に打診するなり、それで設計会社と協議、打診した上で指導を仰ぐとか、そういうようなことをしてもらわんと、何のための設計委託料やらわからん。町職員でできることはやりましょうということでも、それでもいいですよ。でも、今回いたし方ないと思うんですけど、今後設計委託料を払うかわりに設計どおりに着工していくと、こういうふうな方針でいかんと、いつも工事してああ追加、追加というて、何でもかんでも払うたらええというもんでもないと思うんで、もういたし方ない、どうしてもせないかんということはせないかんのやけど、今後また町の方針としてどういうふうな方針になるかわかりませんが、委託料を払うとる限りには、設計会社を基本としてやってほしいとは思いますが。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 設計と実際の工事の関係ですけれども、今回の場合、ちょっと休憩時間中に確認をしますと、設計の段階では地質調査ができてない、だから地盤の設計の測

量の中で地質調査まで入ってなかったのが、現場に入ってから地質の状況がわかるということで、一定の地質に対する工事を追加してやる必要が生じて、新しい増加が出てくるわけですが、実際には設計の段階ではある程度の見込みで設計をします。実際に工事に入ったら、職員が現場管理人で入って、業者と相談、協議をしながら実際の施工部分は決めていくわけですね。そんな中で、工事がふえたり減ったりする部分が細かいところではあります。最終的に、どれだけの数量を使った工事になったかを精算をして、工事費が変わっていくというようなことがあるわけですから、設計どおりにやるのはもちろん原則なんですけれども、そういう現場での施工において変わってくることは当然であって、設計どおりやることは実質的には非常に難しいということですので、設計変更が出てくるのはやむを得ないということを御理解いただけたらと思います。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第 8 議案第 1 号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

日程第 9 議案第 2 号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

日程第 10 議案第 3 号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

○議長（岡井馨一郎） 日程第8、議案第1号松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第2号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第10、議案第3号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第1号から議案第3号までについて一括して提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を鑑み、所要の改正を行うものであります。

あわせて、議案第1号につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正を行うものであります。

内容につきましては、金子総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、議案第1号から議案第3号まで、補足して説明をい

たします。

初めに、議案第1号の参考資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正の主なものは、昨年8月に出されました人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じて、松前町職員の給与を改定するものでございます。

今回の人事院勧告は、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、給料表の水準の引き上げを図るとともに、特別給、ボーナスにつきましても引き上げとなりました。資料に沿って説明をさせていただきます。

給与改定の概要中、1の月例給（給料表）の改定では、人事院勧告の内容が初任給・若年層に重点を置いて引き上げるものとなっております、平均の改定率は0.4%でございます。初任給の額につきましては、大卒程度及び高卒程度ではこのように引き上げとなります。

次に、2としまして特別給（勤勉手当）の一般職分の改定でございます。

勤勉手当の支給率が0.1月分引き上げとなります。12月支給分が現行の0.75月分から0.85月分に、0.1月分引き上げとなります。これは、27年度、今年度の措置でございます。28年度からは、右にありますように6月分、12月分ともに0.8月分ずつの支給となります。期末手当と合わせた年間の支給率は、下にありますように4.1月分から4.2月分となります。

3は、再任用職員の勤勉手当の支給率でございます。勤勉手当が0.05月分増加し、年間の総支給率は2.2月分となります。

その下、4は特別職と議会議員分の特別給（期末手当）の改定内容です。この後の提出議案の内容ではありますが、今回の給与改定の状況としてここにも載せております。特別給と議会議員におきましては、今年度の12月の期末手当の支給率が0.05月分増加し、平成28年度からは6月の支給率が1.5月分、12月の支給率が1.65月分となるものです。年間の総支給率は3.15月分となります。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページからは、給与改定以外の改正部分についての資料になります。2ページは、地方公務員法の改正により第24条第2項が削除されたことから、下のほうにありますように、引用条項の第24条第6項が第5項に繰り上がったことに対応するものでございます。

3ページは、行政不服審査法の全部改正に伴い、改正が必要となるものでございまして、不服申し立て期間を定めるために引用してございました行政不服審査法第14条が、第18条で規定されることになったため対応するものでございます。

4ページからは、新旧対照表でございます。

4ページは第1条関係でございまして、5ページは第2条関係となります。これは、第1条で規定する内容と第2条で規定する内容の施行日が違うためにする措置となります。

第1条関係では、第19条の4の改正で、勤勉手当の支給率を改定しております。第2項第1号で一般職、第2号で再任用職員の支給率を改定しております。

その下、附則の第19項では、給料表の6級以上に在職します55歳以上の職員は、給料の減額対象職員となることから、減額分に対する調整を行うための規定となります。

別表第1の改正省略とありますのは、給料表が改正されるものでございまして、改正後の給料表は議案書にありますので、ここでは省略しております。この第1条関係の規定の施行日は公布の日から施行され、給料表の改正は平成27年4月1日にさかのぼって適用となり、勤勉手当の改正部分は平成27年12月1日にさかのぼって適用となります。

5ページは、第2条関係となります。

第1条の改正は、地方公務員法の改正により引用条項が変更となったことに伴う改正でございます。第19条の3の改正は、行政不服審査法の改正により引用している法律番号と条が変更になったことに伴う改正です。

第19条の4の改正は、28年度以降の勤勉手当の支給率に改定するものです。

附則第19項の改正は、第1条の改正内容と同じでございます。第2条の規定は、平成28年4月1日からの施行ということになります。

続きまして、議案第2号について補足して説明をいたします。こちらの参考資料の1ページをお願いいたします。

この条例も、人事院勧告に準じて松前町特別職の期末手当の支給率を改定するものです。内容は、先ほど説明したとおりでございます。期末手当の支給率が、12月支給分について0.05月分増加します。なお、平成28年度からの支給率は右のとおりとなり、年間の支給率も3.15月分となります。

2ページは新旧対照表でございまして、第1条関係の施行日が27年12月1日適用、第2条関係は28年4月1日施行となるものでございます。

続きまして、議案第3号をお願いいたします。

これにつきましても同様でございます。松前町議会議員の期末手当の支給率を改定するものでございます。改定の内容は、先ほどの特別職の改定内容と同様でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第6号 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第11、議案第4号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、日程第12、議案第5号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第6号松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第4号から議案第6号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等関係法令の改正並びに施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、金子総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、議案第4号から議案第6号まで補足して説明をいたします。

初めに、議案第4号の参考資料1ページをお願いいたします。

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、2本の条例中に引用されております字句等の改正が必要となるものでございます。参考資料1ページでは、これは条例改正の根拠となります地方公務員法の改正内容でございます。下の段にありますように、第24条第6項が第5項に繰り上がったことに対応するものでございます。

2ページをお願いいたします。

同じく、地方公務員法の改正内容でございます。改正の部分が改正された箇所ございまして、下にありますように、従来の勤務成績の評定から人事評価制度に変更されたことに対応するものでございます。

3ページでございますが、第1条としまして、松前町職員の旅費に関する条例中、第1条を改正するものでございます。

4ページでは、第2条としまして、松前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条第6号を改正するものでございます。いずれも施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして、議案第5号について補足して説明をいたします。

この条例は、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、改正が必要となるものでございます。

参考資料の1ページをお願いいたします。

ここは、地方公務員法の改正内容でございます。先ほどにもありましたが、第24条第6項が第5項に繰り上がったものでございます。

2ページをお願いいたします。

ここは学校教育法の改正内容でございます。第1条で学校の種類として小中一貫校を義務教育学校として追加し、第17条では、小学校の範囲として義務教育学校の前期課程が追加されたものでございます。

これらの改正を受けて、3ページになりますが、条例の一部改正が必要となるものです。

第1条では、地方公務員法の改正により改正が必要となります。

第8条の2、育児を行う職員の早出遅出勤務の規定でございますが、第2号に義務教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学部を追加しております。これらの子を養育する職員が早出遅出勤務を請求できるものでございます。特別支援学校の小学部も追加しておりますのは、特別支援学校の小学部も対象であることを明記するために必要であることから追加するものでございまして、法律の改正に伴う部分ではございません。施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして、議案第6号について補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる年金一元化法による地方公務員災害補償法施行令の改正に準じた改正が必要となったものでございます。

条例改正の概要でございます。1番目としましては、一元化法により厚生年金と公務員等の共済年金が一元化され、2階部分の年金が厚生年金に統一されたこと、また3階部分についても取り扱いが変更となりました。

2番目としましては、上記改正に伴いまして地方公務員災害補償法施行令が改正され、障害厚生年金等と傷病補償年金等が同一の事由により支給される場合の調整について整備されたことから、3番目になりますが、非常勤の職員への補償についても2に準じて改正するものでございます。

2ページからは新旧対照表でございまして、初めに第1条関係として第5条の表が改正されております。内容は、改正後の地方公務員災害補償法施行令に準じたものとなっております。平成27年10月1日から適用となるものでございます。

飛びまして、8ページをお願いいたします。

ここでは第2条関係でございますが、地方公務員災害補償法施行令の改正に準じ改正するものでございます。これも、施行令に準じた改正内容となっております、第2条の施行日は平成28年4月1日となります。

なお、議案書の16ページの経過措置では、従前の例による場合や適用除外等を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第4号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第4号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第5号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第6号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第6号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(岡井馨一郎) 日程第14、議案第7号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第7号について提案理由を申し上げます。

行政改革の趣旨及び財政状況を踏まえ、私のほか副町長並びに教育長について、来年度も引き続き給料月額を10%減額する改正を行うものです。御審議のほどよろしく願いたします。

○議長(岡井馨一郎) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

日程第16 議案第9号 松前町行政不服審査会条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長（岡井馨一郎） 日程第15、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び日程第16、議案第9号松前町行政不服審査会条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第8号から議案第9号までについて一括して提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備及び新たに条例を制定するものであります。

内容につきましては、金子総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、議案第8号及び議案第9号について補足して説明をいたします。

初めに、議案第8号の参考資料をお願いいたします。参考資料の1ページをお願いいたします。

1として、提案理由でございます。平成26年、52年ぶりの大改正による新たな行政不服審査法の施行に伴い、不服申立て方法の審査請求への一元化、審査請求期間の3カ月への延長、審理員手続の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入等の行政不服審査請求手続の改正が行われることにより改正が必要となる関係条例を、この整備条例により一括して改正するものでございます。

2の改正の概要としましては、以下にあります6本の条例の改正が必要となったものでございまして、3の施行日は、法の施行日と同日の平成28年4月1日となります。

2ページからは、各条例の改正部分の新旧対照表でございます。

2ページは、第1条松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の改正です。異議申立てが審査請求に一本化されたことによる字句及び不服申立て期間を改正するものです。

3ページは、第2条としまして、松前町固定資産評価審査委員会条例の改正です。

第4条の改正は、法に規定されている記載事項等の改正に伴い改正するものでございます。

第6条の改正は次の4ページになりますが、弁明書の提出方法として、電子情報処理組織メール等を使っての提出が可能となるものでございます。第11条の改正は、決定書の記載事項を法の規定に沿って規定するものでございます。

5ページは、第3条で行政手続条例の改正でございます。第19条の字句を改正いたしました。

6 ページは、第 4 条としまして、松前町手数料条例の改正です。

行政不服審査法で審査請求人が提出書類等の写しの交付を受ける場合の手数料を規定するものでございます。実費相当分を手数料として徴収するものです。

7 ページは、第 5 条松前町情報公開条例の改正です。

第17条の改正は、情報公開制度においては審理員制度は適用しないとしております。この条例によります第三者機関であります情報公開・個人情報保護審査会があることによるものです。

第18条の改正は、不服申立てが審査請求に一元化されたことに伴う改正でございます。それ以降の改正は、字句の改正及び引用条項の改正等が必要となるものでございます。

飛びまして、11ページになります。

11ページは、第 6 条松前町個人情報保護条例の改正です。

第38条の改正は、さきの情報公開条例と同様に、この条例による第三者機関であります情報公開・個人情報保護審査会があることにより、審理員制度を適用除外とするものでございます。その他、字句の改正や引用条項の改正等が必要となります。

続きまして、議案第 9 号行政不服審査会条例の参考資料をお願いいたします。

参考資料の 1 ページをお願いいたします。

1 として、提案理由でございます。行政不服審査法の施行に伴い、審査請求時における審査庁、地方公共団体の長になりますが、その裁決の判断の適否を第三者の立場から審査するため、行政不服審査会の諮問が義務づけられたことから、法第81条第 4 項の規定により審査会を設置するものでございます。2、施行日は平成28年 4 月 1 日でございます。

2 ページからは、この条例の条ごとの解説になります。

2 ページ、第 1 条はこの条例の趣旨でございまして、審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条では、組織として 5 人以内の組織とします。

第 3 条では、委員について規定するものです。

第 4 条では会長について、第 5 条では会議について、第 6 条では庶務、第 7 条では委任、第 8 条では罰則について定めております。

また、6 ページでは、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、附則において行っております。下の段において、松前町行政不服審査会委員の報酬を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第 8 号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

議案第9号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第17 議案第10号 松前町税条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（岡井馨一郎） 日程第17、議案第10号松前町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第10号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布及び平成28年度税制改正の大綱が策定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、金子総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、議案第10号について補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをお願いいたします。

改正の概要でございます。まず、主な改正理由等でございますが、平成27年度税制改正により地方税の猶予制度の見直しが行われ、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項については条例で定める仕組みとされたことから、本条例において猶予制度に関する規定を追加するものでございます。

なお、基準としましては、国の基準に準拠した内容としております。また、個人番号に

関する規定につきましても改正が必要となっております。

(1)は第8条関係でございまして、徴収の猶予に係る徴収金の納付方法、(2)は第9条関係で、徴収猶予の申請手続、(3)は第10条関係で、職権による換価の猶予の手続、(4)は第11条関係で、申請による換価の猶予の申請手続、(5)は第12条関係で、担保を徴する必要がない場合等を定めております。また、(6)は第51条ほかで、個人番号の省略等について改正が必要となったものでございます。

条例の施行日は、猶予制度の創設関係につきましても平成28年4月1日、その他番号法関係は公布の日でございます。

その後、新旧対照表がずっとございますが、ここでの説明は省略をさせていただいたと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第11号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（岡井馨一郎） 日程第18、議案第11号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第11号について提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第11号について補足して説明いたします。

参考資料の1ページをごらんください。

今回の条例改正の理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正され、地域密着型サービスに新たに地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものです。この地域密着型通所介護は、現在の通所介護いわゆるデイサービスのうち利用定員が18人以下のもので、基本的には松前町の在住の方のみが利用できるものとなります。

条例の改正内容としましては、地域密着型通所介護事業における基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等について規定しておりますが、特に地域との連携や運営の透明性を確保するために、現在実施されている通所介護の基準に追加して、(1)にありますように運営推進会議の設置、(2)運営推進会議での評価等の記録の公表、(3)の事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務についての3項目を新たに規定しております。

資料2ページをごらんください。

(4)として、他の地域密着型サービスと同じように、防災対策を充実するために非常災害対策の義務づけの拡充と、(5)として金銭債権の消滅に合わせるため記録の保存年限を5年にするなど、町の独自基準を規定しております。なお、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

次の3ページからは新旧対照表ですので、参考にごらんください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第19 議案第12号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由  
説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（岡井馨一郎） 日程第19、議案第12号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第12号について提案理由を申し上げます。

指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第12号について補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをごらんください。

条例改正の理由としましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置等新たな基準が設けられたため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としては、基準省令と同様に、地域との連携や運営の透明性を確保するために、(1)運営推進会議の設置、(2)運営推進会議での評価等の記録の公表、(3)事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務についての規定の3項目を新たに追加しております。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

次の2ページからは新旧対照表ですので、参考にごらんください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第20 議案第13号 平成27年度松前町一般会計補正予算(第5号)について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第14号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第22 議案第15号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第23 議案第16号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第24 議案第17号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第25 議案第18号 平成27年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(岡井馨一郎) 日程第20、議案第13号平成27年度松前町一般会計補正予算第5号について、日程第21、議案第14号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、日程第22、議案第15号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、日程第23、議案第16号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、日程第24、議案第17号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について及び日程第25、議案第18号平成27年度松前町水道事業会計補正予算第2号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第13号から議案第18号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第13号平成27年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7,956万6,000円を追加し、総額を99億3,406万9,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について御説明いたします。

障がい者の支援の充実につきましては、障がい者や障がい児が社会の一員として快適な生活が送れるよう、自立を支援するための各種サービス事業を行います。

子育て支援の充実につきましては、28年度から実施されるひとり親世帯等の保育料の負担軽減の拡充に対応するため、システムを改修いたします。また、保護者等の仕事等を理由に家庭で保育できない児童の保育を町内外の保育園に委託する経費を追加計上し、子供を安心して健やかに育てる環境づくりを進めます。

情報化の推進につきましては、マイナンバー制度の施行に伴い、行政専用回線をインターネット回線から分離し、ネットワーク環境を整備することで、セキュリティーの強靱化を図ります。また、個人番号カードを発行するため、地方公共団体情報システム機構に対して必要な費用を負担します。

なお、一般会計3月補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が5,030万3,000円の減、一般財源が1億2,986万9,000円の増となっております。

議案第14号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,183万7,000円を追加し、総額を39億3,553万円とするものです。

議案第15号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ19万3,000円を追加し、総額を4億1,084万円とするものです。

議案第16号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定から歳入歳出それぞれ6,335万7,000円を減額し、総額を26億7,878万3,000円とするものです。

議案第17号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,488万5,000円を減額し、総額を5億8,904万2,000円とするものです。

議案第18号平成27年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、既定の予算から収益的支出において8万3,000円を減額し、資本的支出において5万円を増額し、職員給与費において3万3,000円を減額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第13号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第14号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第15号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第16号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第17号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第18号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 金 澤 浩

3月3日（第2号）

平成28年松前町議会第1回定例会会議録

平成28年3月3日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

2番 田中 周作

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	中矢 博史
教育長	本馬 毅
総務部長兼 総務課長	金子 知芳
保健福祉部長	高橋 昌志
産業建設部長	升田 年紀
教育委員会 事務局長	岡本 明
財政課長	久津那 良幸
財政課技監	瀧本 精一
税務課長	島田 恵介
国体準備室長	塩梅 淳
福祉課長	大政 哲志

町民課長	西岡 きわ子
保険課長	久津那 延 幸
健康課長	山本 有 三
まちづくり 課長	松岡 謙 三
産業課長	徳居 芳 之
上下水道課長	忽那 俊 幸
会計課長	松岡 芳 弘
学校教育課長	合田 光 隆
社会教育課長	富田 徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政 博 文
議会事務局 書記	仙波 晴 樹

平成28年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.2

平成28年3月3日(木)		午前9時30分	開議	
日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	議案第19号	平成28年度松前町一般会計予算について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第3	議案第20号	平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第4	議案第21号	平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第5	議案第22号	平成28年度松前町介護保険特別会計予算について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第6	議案第23号	平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第7	議案第24号	平成28年度松前町水道事業会計予算について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第8	議案第25号	伊予市松前町共立衛生組合規約の一部変更について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第9	議案第26号	伊予地区ごみ処理施設管理組合規約の一部変更について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第10	議案第27号	土地改良事業の施行について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)	
日程第11	議案第1号	松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
上程		質疑	討論	採決
日程第12	議案第2号	松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
上程		質疑	討論	採決
日程第13	議案第3号	松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
上程		質疑	討論	採決
日程第14	議案第13号	平成27年度松前町一般会計補正予算(第5号)について		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論	採決
日程第15	議案第14号	平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3		

号) について

上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
日程第16 議案第15号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について

上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
日程第17 議案第16号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号) について

上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
日程第18 議案第17号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) について

上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
日程第19 議案第18号 平成27年度松前町水道事業会計補正予算(第2号) について

上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
日程第20 研修報告

○議長（岡井馨一郎） 田中議員から欠席届が出されていますので、御報告いたします。
午前9時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

4番影岡俊範議員、5番稲田輝宏議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案第19号 平成28年度松前町一般会計予算について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第3 議案第20号 平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第4 議案第21号 平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第5 議案第22号 平成28年度松前町介護保険特別会計予算について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第6 議案第23号 平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第7 議案第24号 平成28年度松前町水道事業会計予算について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、議案第19号平成28年度松前町一般会計予算について、日程第3、議案第20号平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第21号平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第22号平成28年度松前町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第23号平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算について及び日程第7、議案第24号平成28年度松前町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第19号から議案第24号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

議案第19号から議案第23号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第24号は地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第19号平成28年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ99億1,224万1,000円と定めるものです。

一般会計当初予算案につきましては、第4次松前町総合計画を着実に実施するとともに、私が町長に就任した際お約束をしました5つのまちづくりを新たな目標とし、成熟した誇れるライフタウンの実現に向けて編成をいたしました。

以下、主要事業につきまして総合計画の基本施策と関連させながら順次説明いたします。

安全・安心・快適な松前町をつくるについてであります。

まず、消防・防災の充実につきましては、地域防災力を一層高めるため、防災士の養成を行います。

また、指定避難場所や医療救護所となる小・中学校や公園には、発電機などの防災用資機材のほか、包帯や血圧計などの医療用資機材を整備し、指定避難所等の機能の向上を図ります。

さらに、小型ポンプや積載車等消防団設備の充実と強化を図るとともに、第4分団の消防詰所を新たに整備します。

伊予消防等事務組合に対しては、愛媛県防災行政無線の整備等、災害から住民の生命や財産を守るために必要な整備、運営費等を負担します。

環境・景観の保全と創造につきましては、騒音計を更新してデータの収集及び分析を行い、住民の皆様の生活環境の保全に努めます。

廃棄物処理の充実につきましては、一般廃棄物の収集運搬処理を適正に実施しつつ、可燃ごみの指定ごみ袋の利用やごみの分別を一層徹底することで、焼却、埋立ごみの減量化を進め、リサイクルの推進により資源の再利用を図ります。

また、伊予地区清掃センターにおけるごみ処理に係る費用と施設の耐震化に係る費用を負担します。

し尿処理につきましては、共立衛生組合塩美園の運営に必要な費用を負担します。

上下水道の整備につきましては、公共水域の水質汚濁を防止し、環境保全、公衆衛生の向上を図るため、下水道認可区域外での浄化槽の設置に対して補助を行います。

また、町内5カ所の水門に設置されている量水標について、基準面を統一して管理できるように更新いたします。

公園・緑地・水辺の保全につきましては、平成29年開催の全国障害者スポーツ大会に向けて、松前公園の駐車場側溝の改修工事を行います。

第2点目は、健やかでやさしい松前町をつくることでもあります。

地域福祉の充実につきましては、福祉センターの管理を委託している社会福祉協議会に対して運営補助を行い、連携して地域福祉の増進を図ります。

また、消費税率の引き上げに伴い、低所得の方や子育て世帯への影響を考慮して、昨年度に引き続き臨時福祉給付金の給付を行います。

さらに、一億総活躍社会の実現に向け、所得全体の底上げを図るため、低所得の高齢者の方等に年金生活者等支援臨時福祉給付金を給付します。

高齢者支援の充実につきましては、高齢者の方の生活を維持、継続していくため、デイサービス等各種在宅福祉サービスを実施するとともに、第6期松前町介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、特別会計に対して繰出金を支出します。

障がい者支援の充実につきましては、障がい者や障がい児が社会の一員として快適な生活が送れるよう、自立支援給付等の事業を行います。

また、全国障害者スポーツ大会につきましては、平成29年に国民体育大会とあわせて開催が予定されていることから、本年同大会が開催される岩手県を視察し、大会に向けての準備を行います。

子育て支援の充実につきましては、安心して子供を産み、育てることができるまちづくりの実現に向け、来年1月から、中学生までの医療費の無料化を新たに実施します。

また、放課後児童クラブの充実を図るため、来年4月からの供用開始に向けて、北伊予小学校放課後児童クラブの施設を新たに建設します。

さらに、松前保育所と宗意原保育所を統合した新たな保育所の整備について、NTT社宅の跡地の一部を賃借し、来年10月の開設に向けた整備を進めます。

健康づくりの推進につきましては、全ての町民が健康で生き生きと生涯にわたって暮らせるように、病気等の早期発見、治療につなげていくため、総合健診やがん検診、各種予防接種などを実施します。また、特定不妊治療を受けている方の負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

社会保障の充実につきましては、社会保障を担う特別会計の財政基盤の安定を図るため、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対して、繰出金を支出いたします。

第3点目は、人と文化が輝く松前町をつくるであります。

学校教育の充実につきましては、各小・中学校の老朽化したテレビ及び中学校の放送設備を更新します。障がいのある児童や生徒が安心して学校生活を過ごせるように、学校生活支援員を配置して学習面等の支援を行います。

各小・中学校及び給食センター並びに幼稚園につきましては、児童・生徒、園児が施設を快適に使用できるよう維持管理のために必要な修繕工事等を行います。

また、給食センターにつきましては、本年4月から調理運搬業務を外部に新たに委託することにより、適正で円滑な学校給食の運営を行います。

生涯学習の推進につきましては、西公民館と北公民館について、安全・安心に利用でき

るよう引き続き耐震の第2次診断を実施します。

スポーツの振興につきましては、えひめ国体に向けて健康増進センターの改修工事を行うほか、えひめ国体松前町実行委員会と連携して準備を進めてまいります。

第4点目は、豊かでにぎわいのある松前町をつくるであります。

農水産業の振興につきましては、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指し、若手農業者による意見交換会を開催して新しい農業振興策の検討を行います。

また、集落が行う農業用水施設などの日常管理や清掃活動、水路等の長寿命化を図るための補修に対して支援を行います。

さらに、農業従事者の労力の軽減や経費の削減を図り、農業経営の安定に資するため、各種土地改良事業を実施します。

商工業の振興につきましては、生産者及び関係団体と連携して松前町産業まつり「たわわ祭」を開催するとともに、県外の物産展を通して町の知名度アップを図ります。

観光・交流機能の創出につきましては、町制施行60周年記念事業として行われた作兵衛子ども会議において、中学・高校生から企画提案のあった内容を新たに取り入れて義農祭を開催します。

第5点目は、飛躍を支える松前町の基盤をつくるであります。

土地の有効利用につきましては、土地の実態を総合的に調査し、土地をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料を整備するとともに、地籍の明確化を図る国土調査事業の進捗を図ります。

市街地の整備につきましては、地域の住環境を改善し、災害時の倒壊被害を防止するため、指定区域の老朽建物除去事業を進めます。

住宅施策の推進につきましては、木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や設計、耐震改修の費用の一部を助成します。

道路・交通網の充実につきましては、住民の交通の利便性を確保するため、コミュニティバス運行の支援を行います。

また、幹線道路の設備につきましては、市街地の渋滞を緩和するほか、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大災害時の避難路になる西古泉筒井線の整備を進めます。

情報化の推進につきましては、個人番号カードを発行するため、地方公共団体情報システム機構に対して必要な費用を負担します。

第6点目は、みんなで力を出し合う松前町をつくるであります。

コミュニティの育成につきましては、今年度実施した住民集会の声を反映して、住民の皆様や町内企業等が主体となって取り組む、地域の課題を解決するための活動に対して支援を行います。

協働のまちづくりの推進につきましては、みんなで支え合うまちづくりの推進に向け、

地域の声を町政の各種施策に反映させるための新たな取り組みとして町政懇談会を開催します。

また、快適で文化的でおしゃれなまちづくりを推進するため、町政に女性の感性を生かすことを目的としたまちづくり女性会議を開催するほか、各事業にもおしゃれの要素を加えるための新たな取り組みも進めてまいります。

計画的な自治体経営の推進につきましては、国の統一的な基準による地方公会計の導入に向け、固定資産台帳を整備します。

また、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定します。

以上が平成28年度一般会計予算案の主要事業です。これを前年度と比較いたしますと6億5,607万円、7.1%の増となっております。

次に、充当した財源であります。一般財源としましては、その根幹をなす町税43億3,018万3,000円、地方交付税13億1,700万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから15億6,811万7,000円を計上しております。

一方、国県支出金、地方債等の特定財源につきましては、事業執行に見合う額として26億9,694万1,000円を充当することとしています。

このほか、厳しい財政状況の中においても町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう、職員の創意工夫と発想による新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施します。

ゼロ予算事業では、既存の人材や施設の利用、また情報発信ネットワーク機能を活用して、さまざまな分野において積極的に取り組んでまいります。

議案第20号平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ39億6,115万4,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと6,266万4,000円、1.6%の増となっております。

議案第21号平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億1,943万3,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと1,617万5,000円、4.0%の増となっております。

議案第22号平成28年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定26億5,075万円、介護サービス事業勘定2,058万1,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定9,787万8,000円、3.6%の減、介護サービス事業勘定8万4,000円、0.4%の増となっております。

議案第23号平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6億9,712万6,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと4,384万2,000円、6.7%の増となっております。

議案第24号平成28年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億4,835万9,000円、収益的支出4億4,556万1,000円、資本的収入2億2,532万円、資本的支出3億3,909万9,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入230万2,000円、0.5%の減、収益的支出1,415万円、3.1%の減、資本的収入5,567万円、32.8%の増、資本的支出7,395万1,000円、27.9%の増となっております。

以上が各会計の平成28年度当初予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第19号について質疑を行います。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 当初予算の主要事業ですか、ある一定町長から詳しく説明がありました。予算に関することはかなり言ってくれたんですけど、私はこの28年度松前町ゼロ予算事業、かなり評価してます。ここの中の、町長は予算が絡まんでさらっと流したんですけど、私も議員としてまだ町民の声を聞いたり、議会としてまだほかに提案があったら、このゼロ予算事業にそういう意見を吸い上げてくれるのかどうかちょっとお聞かせ願いたいんです。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 私は、町民の皆さんとの対話を通じて、町民の皆さんの納得をいただける町政を進めたいというふうに考えております。ゼロ予算事業にかかわらず、町民の皆さんから要望がございましたら真摯に受けとめて、それが取り込めるべき内容でございましたら町政の中へ取り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第19号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第20号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第21号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第22号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第23号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第24号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第25号 伊予市松前町共立衛生組合理約の一部変更について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第26号 伊予地区ごみ処理施設管理組合理約の一部変更について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第8、議案第25号伊予市松前町共立衛生組合理約の一部変更について及び日程第9、議案第26号伊予地区ごみ処理施設管理組合理約の一部変更についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第25号から議案第26号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、伊予市松前町共立衛生組合理約及び伊予地区ごみ処理施設管理組合理約の一部変更について協議があり、同法第290条の規定による議会の議決を求めるため、提案するものであります。

内容につきましては、西岡町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 西岡町民課長。

○町民課長（西岡きわ子） それでは、議案第25号及び議案第26号について補足して説明いたします。

まず、議案第25号についてですが、参考資料の新旧対照表をごらんください。

今回の規約改正は、伊予市松前町共立衛生組合の組合長や副組合長を、組合議会において関係市町の長のうちから選任することとされておりましたが、非常時に迅速な意思決定がなされにくいことなどから、第9条第2項において組合長は松前町長を、副組合長は伊予市長をもって充て、第10条第2項では、会計管理者は松前町会計管理者をもって充てるよう改正するものです。なお、この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行いたします。

続きまして、議案第26号についてですが、参考資料の新旧対照表をごらんください。

今回の規約改正は、伊予地区ごみ処理施設管理組合の組合長及び副組合長を、組合議会において関係市町の長のうちから選任することとされておりましたが、非常時に迅速な意思決定がなされにくいことなどから、第9条第4項までにおいて、組合長は伊予市長を、副組合長は松前町長を、会計管理者は伊予市会計管理者をもって充てるよう改正するものです。この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第25号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第26号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第27号 土地改良事業の施行について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（岡井馨一郎） 日程第10、議案第27号土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第27号について提案理由を申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、松岡まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろし

くお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、議案第27号について補足して御説明いたします。

参考資料として事業の位置図を添付しておりますので、ごらんください。

平成28年度に、土地改良事業である徳丸地区の北野泉揚水施設の改修工事を予定しております。場所は、右側の中ほどにPの文字がある場所で、灰色の農地が受益地となっております。事業内容は、老朽化し機能を果たしていないポンプ及び制御盤などを改修するもので、事業費は2,000万円を予定しております。財源内訳は、県費40%、地元負担金25%、残りが町費となっております。

なお、これは土地改良法に基づく法手続を行うために議会の議決を求めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第27号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第1号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（上程、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第11、議案第1号松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第2号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例(上程、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第12、議案第2号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第2号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第3号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例(上程、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第13、議案第3号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第3号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されま

した。

~~~~~

- 日程第14 議案第13号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第5号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第14号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第16 議案第15号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第17 議案第16号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第18 議案第17号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第19 議案第18号 平成27年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第14、議案第13号平成27年度松前町一般会計補正予算第5号について、日程第15、議案第14号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、日程第16、議案第15号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、日程第17、議案第16号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、日程第18、議案第17号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について及び日程第19、議案第18号平成27年度松前町水道事業会計補正予算第2号についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長早瀬武臣議員。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 去る3月2日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第13号から議案第18号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第13号松前町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出予算に7,956万6,000円を増額し、総額を99億3,406万9,000円とするものです。

歳入予算で主なものは、地方交付税を1億4,093万5,000円、町債を6,199万9,000円増額し、繰入金を1億7,084万4,000円、諸収入を1,369万6,000円減額するものです。

歳出予算の主なものは、基金費等の諸支出金を2億403万4,000円増額し、衛生費を2,548万円、消防費を2,464万8,000円、教育費を4,679万9,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管については、庁舎に設置する太陽光発電システム設置工事の減額について質疑があり、パネルや蓄電池について産業用から一般家庭用に変更したことにより減額となったものであり、蓄電容量、耐用年数、維持費も余り変わらないとの答弁がありました。また、国体施設整備事業の繰越明許費に関する質疑があり、一部未完成部分があるため繰り越すものであり、5月末までには完成の予定であるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、母子の健康検査委託料及び予防接種委託料の減額について質疑があり、予防接種をした人数が少なかったためである、対象者には文書等で通知を行っているが、体調不良で受けなかった人もいるのではないかと思われるとの答弁があり、委員から、受けない原因を分析し、さらなる接種者の増を図ってほしいとの意見がありました。

次に、産業建設部所管については、町道整備事業の繰越明許費が多額であり、件数も多い理由について質疑があり、通常業務に加え国体関連事業もあったためやむを得ず繰り越しをしたものであるが、来年度完成に向けて鋭意努力していくとの答弁があり、委員から、繰越事業の中には防災道路もあり、また予算を計上したからにはその年度での完成を目指し努力してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第14号松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、高額療養費の増加に伴う保険給付費及び給与改定に伴う職員手当等を補正するものです。

審査の過程において、平成29年から実施予定の中学校卒業までの医療費無料化による影響に関する質疑に対し、受診者が増加し医療費も増加することが予想されるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第15号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、給与改定に伴う職員手当等を補正するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第16号松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、地域密着型介護サービス給付費、及び給与改定に伴う職員手当等を増額する一方、居宅介護サービス等給付費は不用額を減額するものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第17号松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、給与改定に伴う職員手当等と入札等に伴う減少金を補正するものです。

審査の過程において、終末処理場委託料の減額理由に関する質疑に対し、プロポーザル方式による業者決定に伴い、契約額が確定したことによる減額であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第18号松前町水道事業会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、給与改定に伴う職員手当等を補正するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第13号から議案第18号までの報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第13号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されま

した。

議案第14号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第15号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第16号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第17号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第18号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

## 日程第20 研修報告

○議長(岡井馨一郎) 日程第20、研修報告を行います。

議会運営委員長伊賀上明治議員。

○議会運営委員長(伊賀上明治議員) 議会運営委員会の研修報告を行います。

議会運営委員会においては、昨年9月の初議会終了後に、議長より議会の活性化について検討するように諮問がありました。そのため10月30日から4回検討を重ね、ある程度の議会運営委員会での方向性が出たため、去る1月27日に佐賀県基山町に、28日に佐賀県白石町において、議会活性化について視察研修を行いました。

初めに、基山町は佐賀県の東部に位置し、福岡県南部と接しており、人口約1万7,500人、世帯数約6,500世帯、面積約22平方キロメートルの町で、古くから長崎街道など主要道路が通り、現在でも国道3号、JR鹿児島本線、九州自動車道が通るなど交通のか

なめとして発展してきました。

基山町議会は、町長がまちづくり条例をつくったのをきっかけに、議会としての活性化に取り組んでいます。議会では議会活性化に向けた住民アンケートを実施し、その意見をすぐ取り込む事項、早急に実施する事項、今後検討する事項、今後の検討課題と4つに分けて取り組んでいます。その中で、特に住民に対して議会報告会や意見交換会に力を入れており、地域に出向き要望を聞き、それをもとに話し合い、本会議で議論をし、その結果を住民に報告しています。報告会等では住民の質問に答えなければならないため、案件の審議が深くなったとのことです。また、一般質問は2日間にかけて議員ほとんどが行っています。さらに、多くの傍聴者が来てもらえるように、土、日曜日に議会を開催したり、事前に町民へ、一般質問される議員名、質問内容、時間などの一覧表を配布しています。

次に、白石町は佐賀県南西部に位置し、町の東南部は有明海に面しており、人口約2万4,400人、世帯数約7,700世帯、面積約100平方キロメートルの町です。面積の約90%を占める広大な平野は、幾多の干拓事業で造成された土地で、米、麦、野菜、季節園芸等の農業適地となっています。

白石町議会では、22回の委員会を開催し2年半の歳月をかけましたが、全議員の統一のもとで議会基本条例が策定されました。今も住民のニーズに合わせて柔軟に議会の方向性を変化させ、試行錯誤を繰り返しながら議会改革を行っています。議会活性化の一環として、議員全員協議会を月1回定例化して、理事者側の報告と議会活性化に向けた議論を行っております。また、議会報告会は、各種団体の申し入れにより実施する出前講座という形にしてから多くの住民の声が聞けるようになり、年間開催数もふえています。出前講座の開催に当たっては、資料づくりから運営まで議員が行い、1班4人の4班編成で行っています。また、委員会主義では委員外議員が出前講座で町民からの質問に答えることができないので、本会議主義に変えていることでより幅広い分野で勉強し、審議が深くなり、議員のレベルアップにつながったとのことです。本会議主義のため会期中は委員会を開催せず、各常任委員会は休会中の活動として所管の調査研究を中心に行っているとのことです。

今回の研修では、2町とも議会改革に向けた項目を整理し、決めた以上は必ず実施するという強い意志で取り組んでいると感じました。また、議会に対する住民の関心を高めるためには、個々の議員がみずから汗をかき、力量を上げることが議会の活性化につながるものと感じました。

最後に、視察研修を受け入れ、対応していただいた関係各位に感謝を申し上げ、研修報告といたします。

○議長（岡井馨一郎） 議会運営委員長の研修報告を終わります。

本日の会議は、電算システムの不都合により、一時中継ができませんでした。御報告と

おわびを申し上げます。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前10時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

3月9日（第3号）

平成28年松前町議会第1回定例会会議録

平成28年3月9日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 中 矢 博 史 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総務部長兼<br>総務課長 | 金 子 知 芳 |
| 保健福祉部長        | 高 橋 昌 志 |
| 産業建設部長        | 升 田 年 紀 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 岡 本 明   |
| 財 政 課 長       | 久津那 良 幸 |
| 財 政 課 技 監     | 瀧 本 精 一 |
| 税 務 課 長       | 島 田 恵 介 |
| 国体準備室長        | 塩 梅 淳   |
| 福 祉 課 長       | 大 政 哲 志 |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町民課長        | 西岡  きわ子   |
| 保険課長        | 久津那  延  幸 |
| 健康課長        | 山本  有  三  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙  三  |
| 産業課長        | 徳居  芳  之  |
| 上下水道課長      | 忽那  俊  幸  |
| 会計課長        | 松岡  芳  弘  |
| 学校教育課長      | 合田  光  隆  |
| 社会教育課長      | 富田      徹 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |          |
|-------------|----------|
| 議会事務局長      | 大政  博文   |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波  晴  樹 |



平成28年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.3

|      |              |         |    |
|------|--------------|---------|----|
|      | 平成28年3月9日(水) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名   |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)   |         |    |

午前9時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

6番城村トキ子議員、7番村井慶太郎議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました8番藤岡緑でございます。初めに、通告書に従い質問をさせていただきたいと思います。それから、必要と感じたときは再質問させていただくようなと思います。

それでは、早速私の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、小・中学校の給食ということについて、給食センターの民間委託の動きはどうなっているのかお伺いします。

学校給食業務の運営合理化についても、文科省の通知もあって民間委託を推進していく方針のもと、正規職員採用を控えてパート職員の割合が高まることになっています。今までの給食レベルを下げずに、コスト面を考えると民間委託がよいとの前回の議会での回答だったのですが、本当にどこを民間委託してどのような点がどのようによいのか、その試算と具体的内容をお示しいただきたい。

また、給食費の値上げの申請と時期が重なると、どうしてもその影響から来ているのかという疑問も生じてきます。この民間委託という方針について、保護者への明確な説明がなされているのかお尋ねします。

さらに、小・中学校の給食で生じる食べ残し、食品ロスの取り扱いはどうなっていますか。給食後に出る食べ残し分いわゆる食品ロスをどのように扱っているのでしょうか。平成27年1月の環境省が文科省の協力を得て行った全国の市区町村教育委員会に対する全食品廃棄物のリサイクルに関する取り組みの実施状況などのアンケート調査結果を見ますと、児童・生徒1人当たりの年間の食品廃棄物発生量は17.2キログラムとなっています。さらに、これらのリサイクル率は約59%、その中の肥料化が40%、次いで飼料化が18%となっていました。さて、松前町の小・中学校ではどのようにされているのでしょうか。残飯

として廃棄するだけなのですか。別の利用もしくはリサイクルなど、その後の取り扱いを伺います。

次に、2つ目の質問として、保育所問題についてお伺いします。

待遇改善の補助金交付もありましたが、慢性的な保育士不足状況から改善の兆しはあるのか、お答えいただきたいと思います。

働く女性を支援するために、ここ最近政府の待機児童解消のための施策として、保育所の整備や待遇向上の予算化など積極的な動きは見せていますが、保育士の就業環境が他の職種と比較して労働対価が低く、その割に長時間で肉体的にもきついこともあり、離職率が高い状態が続いています。厚労省は、実際に保育士の賃金を最大で月額1万円引き上げることを発表し、補助金が加算されましたが、ほかの職業の平均月収と比較すると10万円近く開いている実態があり、保育士の定着率の改善にはつながっていません。そのため、慢性的な保育士不足状況が続き、待機児童の問題や保育所内での虐待や保育の質の低下にもつながっているとの指摘すらあります。松前町の場合、同様に保育士不足が続いているようですが、パート保育士の補填で今後もカバーしていく体制なのですか。何か抜本的な手だてを考慮しておられるのですか。安心して産み育てられる若いお母さん方の期待に応えられる町として、考えをお伺いします。

また、同じく保育所問題に関連して、子ども・子育て支援制度施行後の状況として、予定していた財源確保が厳しい中で、保育環境の低下につながってはいないでしょうか。先ほどの問題との関連になりますが、新制度施行後、小規模保育園、民営保育など幅は広がりますが、一方で保育環境の低下への懸念もあります。町の考えを伺います。

3番目の質問になりますが、これは学童保育の環境ということについてお尋ねします。

放課後児童クラブの児童数は各校区とも増加傾向で、その運営は学校支援員とかパート補助員に委ねられていますが、保育内容は一律なのでしょう。共働き世帯が全世帯の半数以上になったとの報道もあり、ますます働く女性の増加に伴い学童保育を希望する世帯はふえ続け、町内の3校区ともその受け皿も人員も対応に追われているのが実情でしょう。その運営は、それぞれの学校支援員とパート支援員さんたちで行われているようですが、保育内容は校区間での違いはなく、一律で行われているのでしょうか。ある程度の校区間の特色を出し、自由裁量の中で行われているのでしょうか。例えば、保育中に使用される文具品などの購入や夏休みなどの休暇中のおやつとか飲料水などの考え方など、町の考えを伺います。

そして、学童保育の環境で、さらに今後は3年生から6年生の学童も受け入れていく体制の中で、今の施設や環境で可能なのでしょうか。校区間で収容人員の差異がある環境で、さらに学年の幅の増加や障がいのある児童さんの受け入れなども含めて、今の施設内容ではかなり無理があるように思いますが、今後に向けて当初予算組みなど町の考えを伺

います。

放課後児童クラブ保育料の滞納問題への対策についてもお尋ねします。

9月の決算認定のときにも指摘しましたが、保育料の滞納が平成25年より増加していて、うっかり納付漏れなどがあったとのことで、口座振替の推進に努めるとの回答がありました。その後改善されているのでしょうか、現在の状況と町の考えを伺います。

4番目、生涯学習の推進ということで、社会教育の一環として実施されている事業として一定の評価はできますが、参加人数が年々減少していることへの方策はいかがでしょうか。毎年度、住民の生涯教育の一翼を担うべく、まさきふれあい学園の企画立案をされ、住民参加の呼びかけを行っておられますが、その講座内容、広報の仕方、結果発表の機会など、顧客である住民ニーズに十分対応しているのでしょうか。

また、公民館大会など大きな大会、イベントの企画立案に民間のノウハウを取り入れたり、事後のアンケート結果などをしっかりチェックして、それらが反映した積極的な取り組みができているのでしょうか。参加人数の減少に歯どめをかけて、にぎわいのある事業にするための工夫がなされているのでしょうか、町の考えを伺います。

最後に、防災士の活躍推進ということで、町の支援で得た防災士の資格取得者が、その後十分に地域の防災組織と連携した活躍ができているのでしょうか。もともと町が支援して防災士の資格を取ってもらおうということは、その地域の防災活動にしっかりと連携して活動してもらうことを期待しての補助事業だったと思います。町内24の自主防災会の中には、地区の防災士が重要な役割を果たしているところがある一方で、訓練や組織運営にかかわることなどがほとんどない状態に置かれている防災士さんもあるように聞いております。できる限りこのような温度差をなくし、せつかくの目的を果たせるように、自主防の連合会や町の後押しが必要ではないでしょうか、町の考えを伺います。

以上、最初の質問とさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 私のほうからは、学校給食と生涯学習の推進についてお答えいたします。

まず、給食センターの民間委託についてお答えします。

民間委託するのは給食センター全ての業務ではなく、調理、配送、洗浄作業のみを委託するものです。食材の購入や給食メニュー作成などはこれまでどおり町が責任を持っていますので、決してこれまでの給食の内容や質が変わるものではありません。また、現在実施している地産地消やアレルギー対応についても、同じく町が責任を持って推進していきます。

民間委託をするメリットは、病気や家庭の事情などで休む調理員が重なったときに、こ

れまでは給食業務に支障がないように苦慮しておりましたが、民間委託した場合にはほかの調理場から調理員の派遣が可能なため、複数の調理員が休む場合にも安定的な調理員の確保が図れます。経費面でも、調理等のレベルを維持するため最低限必要と考える正規職員7名を雇用して、町が直営で行う場合と民間委託する場合の経費の比較では、年間約1,100万円程度の経費節減が図れると試算しています。

また、民間委託についての関係者への説明については、昨年9月に全小・中学校のPTA会長に、これまでの経緯と実施内容の説明を行い、同年10月に、給食センターの運営を審議する給食センター運営委員会において、委員である全小・中学校長、PTA会長、養護教諭、給食主任や学校医に改めて説明を行いました。保護者全体へのお知らせについては、予算についての今議会で承認をいただいた後、改めて説明を行う予定としております。

また、民間委託を実施するに当たりましては、委託業者との連携を密に図り、安心・安全な学校給食の提供や運営について、しっかりとした指導・監督を行ってまいります。

次に、給食で出る食べ残し、食品ロスの取り扱いについてお答えします。

平成27年1月に環境省が実施した学校給食における食べ残しの調査では、1年間の食べ残し量が小・中学生1人当たり平均7.1キログラムという結果でした。これに対し、町内の小・中学校の年間1人当たりの食べ残し量は、今年度4月から2月までの最新データによると、平均約1.1キログラムになる見込みで、国の調査結果に比べて約7分の1の状況です。食べ残しの取り扱いについては、一部その日の食べ残しを粉碎し、水分を除いたものを共立衛生組合塩美園へ搬送して、堆肥原料の一つとして活用していますが、食べ残しの90%以上は現在生ごみとして焼却処分しています。現在、4月から民間委託する業者と食べ残しの処理について協議、相談しており、可能な限りリサイクル化を高めるよう努めてまいります。

引き続き、生涯学習の推進についてお答えします。

松前町では、いつでも誰でも自主的に学習ができるよう、平成8年度からまさきふれあい学園を開設しており、昨年度は18講座で266名の参加、今年度も文化財めぐり講座、男の料理教室、くらしの知恵講座など18講座を開設し、254名の参加がありました。参加人数は、開設講座の内容などにより増減はしておりますが、ほぼ横ばいで推移しています。現在、教室では全受講者に対しアンケート調査を行い、ニーズの把握に努め、それをもとに講座の取捨選択を行い、受講希望者の少なかったパソコン講座の廃止、あるいはボクササイズ教室など希望者が殺到する講座については継続した開設を行うなど、魅力的な講座の開設に努めています。

また、受講者による結果発表の提供につきましては、一例として講座の一つである夏休み親子新聞記者教室において、子供たちが新聞記者の指導のもと、えひめ国体の松前町開

催競技であるホッケーやボクシングの選手に取材を行い、その取材記事が愛媛新聞に掲載されました。

今後とも、受講者の希望やニーズに応えられるよう、アンケート内容の見直しなどを含め、受講者の要求に沿った学習機会の創出に努めたいと考えております。

また、町が社会教育の一環として実施する各種イベントにつきましては、例えば成人式では、新成人となる対象者に運営委員になっていただき、企画から運営まで自分たちで手づくりの式を開催しています。さらに、公民館研究大会などでは、大会で発表していただく地域の役員の皆さんと、大会の運営などの内容について複数回の事前打ち合わせを行い、よりたくさんの住民に集まっていただくよう努めています。また、各種大会の参加者にアンケート調査を実施し、この結果を参考にして、住民がより積極的に参加でき、満足度の高い事業の展開を図っています。

教育委員会としましては、教育大綱に基づき、これからも社会の変化を見きわめ、ニーズに応じた学びの場を提供することにより、大勢の皆さんが参加できるようにしていきたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） まず、保育士不足の状況についてお答えいたします。

昨年1月の保育士の有効求人倍率は全国平均で2.18倍であり、全国的に慢性的な保育士不足の状況が続いております。これに伴い多くの待機児童が発生しており、大きな社会問題となっていますし、保育士の質の低下も懸念されています。

こうしたことから、国では平成27年1月に保育士確保プランを策定し、保育士試験を年1回の実施から年2回の実施にふやすとともに、処遇の改善や離職保育士に対する再就職支援等の措置を行っています。

また、昨年12月には保育の担い手確保に向けた緊急的な対策を発表し、保育の質を落とさないで保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境を改善するため、本年4月1日から保育士の配置基準の柔軟化を行います。具体的には、幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭を一定の範囲内で保育士にかえて活用したり、朝夕の児童が少ない時間帯や研修代替えの場合においては、保育士資格を有しない一定の者を活用したりすることができるようになります。

松前町における保育士確保の状況については、毎年臨時保育士を募集していますが、常勤の臨時保育士の応募が少なく、パートの保育士を充てて対応しているのが現状です。なお、臨時保育士の募集に当たっては、広報紙やホームページだけではなく、保育士を養成する大学に協力依頼するとともに、愛媛県保育士・保育所支援センターや職業安定所等を通じてその確保に努めております。さらに、4月から実施される保育士配置基準の柔軟化を受けて、来年度は保育ニーズに応え、待機児童が出ないよう不足する保育士を補うた

め、幼稚園教諭を保育所に配置することとしております。

次に、子ども・子育て支援新制度施行後の保育環境についてですが、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、民間の保育所や認定こども園なども設備及び運営に関する基準を満たさなければならないこととなっておりますので、質の担保がなされているものと認識しております。子供を安心して産み育てられるまちづくりを進めるため、今後とも保育士の確保や保育の質の向上、保育環境の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、学童保育の環境についてお答えいたします。

学童保育いわゆる放課後児童クラブの保育内容については、松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例や、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針に基づき、子供たちが日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように、また発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように、運営の基本となる部分については各児童クラブの支援員が共通の認識を持って子供の育成支援を行っております。なお、児童クラブでの具体的な遊びや生活内容については、それぞれの児童クラブの支援員が考えた独自の方法で行っております。

松前町では、町内の各児童クラブの支援員全員が集まって連絡会を定例的に開催しており、それぞれの児童クラブが行っている支援方法や運営方法について、情報交換をしたり、研修をしたりするなど、よりよい育成支援となるよう努めております。児童クラブの受け入れについては、町内の各小学校には余裕教室がありませんので、小学校6年生まで受け入れすることが困難な状況です。そのため、施設の整備を計画的に進め、順次受け入れを拡大していきたいと考えております。まずは、北伊予小学校区において、平成29年度から6年生までの受け入れを行うため、平成28年度の当初予算において施設整備に係る工事費を計上しております。

児童クラブの利用料の収納状況についてですが、昨年5月末時点では28世帯、29万3,000円の滞納があり、収納率は95.1%でしたが、今年2月末では7世帯10万4,250円の滞納で、収納率は98.5%と改善しております。なお、口座振替については、平成28年度中に移行できるよう準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長兼総務課長（金子知芳） 私からは、防災士の活躍推進についてお答えいたします。

町が資格取得の支援を行った防災士は現在87名で、全ての行政区に複数の防災士が居住する状況になっています。これら地域の防災士は地域の防災リーダーとして、平常時には防災・減災の意識啓発や地域の訓練及び活動計画立案等、また災害時には、

救出、救助や避難誘導等被害の拡大を軽減する活動、避難所運営や復旧活動等被災者支援への取り組みが期待されているところです。現在、各地域の自主防災組織では、地域の防災・減災の意識や知識の向上につながるよう、それぞれの地域で工夫した活動を行っており、これらの活動を行う上で防災士は欠かせない存在となっています。防災・減災活動に取り組む手法は地域間で違いがあるかもしれませんが、その地域に合った活動の提案や指導を防災士の皆さんが中心となって行っています。

松前町としましては、さらなる防災士の活動の充実につなげるため、各地区の防災士がお互いの活動に関する情報交換を行い、活動内容を共有する取り組みも検討したいと考えています。また、安全・安心なまちづくりを進めるため、平成28年度はさらに50名の防災士を養成する事業を計画しています。養成に当たっては、女性や若年層へのさらなる広がりも期待したいと思います。あわせて、防災士のフォローアップ研修を継続し、資格取得後も、知識や技量のレベルアップを図ることにより自主防災組織活動の向上につながるよう支援していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それぞれの質問に対してお答えいただきましてありがとうございます。

それでは、まず初めに給食センターのことで民間委託というところで、どうしても保護者の方々の中には、全部のセンターの運営を民間委託にされるのではないかという非常に誤解というかそういったものが、やはり十分な説明というか、一部の役員さんとかそういった関係者には伝わっていたのかもわからないんですけども、そういったあたりが十分でないと、末端の保護者の間では非常に、変なうわさじゃないですけどもそういうことを心配することが増幅しまして、いろんなことが出てる。でも、今はっきりと調理部門と運送、運搬の関係ということで分けて、今までの従来の献立とか食材の購入とか、そういったものについては今までどおりなんだというところをきっちり線分けをしていただいたということで、そのあたりは今後もしっかりと保護者の方に伝えていただいて、そういった疑問とかそういった面を払拭していただきたいというふうに思います。

それから、アレルギー対策、地産地消、給食の内容等については、これからも同じようにしっかりと町として取り組んでいくということを聞いておりますので、その点でちょっと1つだけ、今度調理の場所をそういう民間委託という形になりますと、実際に調理をされる方々のノウハウにかかってくると思うんですが、衛生面、特にO157の対策とか、そういったところとか調理場でのいろんなところに、今までとの違いというか、ある意味民間委託にしたことによって、コスト面は先ほど言われたとおりだと思うんですが、それ以外のメリットというのは何かあるのでしょうか。それとまた衛生面のことで、再度ちよ



とお尋ねしたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 衛生面の関係ですが、まず国のほうの学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルというのがございまして、それにより徹底した衛生管理を業者のほうに義務づけ、そして点検確認を行いますので問題はないと考えております。

また、細菌等の検査につきましては、町で毎月2回検便による細菌検査を実施し、7月から9月を除く毎月1回ノロウイルスの検査を行っております。今度の委託業者についても同様の検査体制で、検査結果についても報告を義務づけて、業務に従事していただくこととしております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） やはり、そのことによってさらに安全面というか、そういうものを確保していただくことによって、民間委託のメリットというか、それからちょっと1カ所、新しいと言っていたんですけど、調理そのものについての内容が、これお聞きすると松山市なんかでは、若干民間委託することによっておかずの量をいろいろ変えることによって、2つだったのが3つになってみたりということで、ちょっとメリットがあったとかというような話も聞いているんですけども、調理法とかそういったところについても民間委託をしたことによって何か変わるというか、業者とのそういう話はあるんですか。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） 私のほうからお答えさせていただきます。

業者のほうと今現在協議中で、給食メニューにつきましては栄養教諭のほうで献立を考えていくんですが、その献立を考えていく中で、こういうアドバイスとか考え方があって、こういうメニューもつくれるんじゃないですかということの相談はかけていく協議を行っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） もちろん、基本は町の考えの中でよりよいものをとということでのプラスアルファの部分でということでのアドバイスということでは、いいアドバイスになるのかもしれないんですけども、コストを下げるとか、ある意味それで質の低下につながるようなことには決してならないようお願いしたいというふうに思います。

それでは、給食に関してはコスト面で、先ほど直営でやるよりは年間1,100万円のコストは下がるというお話だったんですけども、試算でそういったことを実際に、そのことによってコスト面だけが強調されるということになると、また逆にそのためにやったのか

ということと、それからもう一つ、時期的に食材の値上がりがちょうどあって、そのことを11月あたりに保護者の方に話したことで、これが民間がちょうどひっかりましたので、民間委託になることによって給食費が値上がりしたんじゃないかというような、うわさとかそういう話がどうしても保護者の中で、そこは違うんだということで線引きされてたと思うんですが、そのあたりもう一度、そこは違うということがあるのであればきちっと言っていたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 保護者の方には、昨年11月に学校給食費の改定についてのお知らせという文書を配布させていただいたんですが、その中のQアンドAで、民間委託を予定しておりますが値上げによる民間委託は影響していませんかというようなQアンドAをつけておまして、その中で保護者の方について、食材の経費についてのみ学校給食費は充てられるんで、その他の学校給食に係る費用は、人件費や整備費、光熱水費等は松前町が負担しますということで、松前町が民間委託を予定しているのは調理業務と給食運搬業務のみで、その委託経費は人件費となり松前町の負担となりますので、学校給食費には含まれておりませんということで、一応QアンドAで通知はしておるんですが、これは先ほど言いましたように、議会で承認いただいた後、また給食費の値上げについては再度通知したいというふうに考えておりますので、そのときにあわせて、給食の民間委託との関係ではないんですよということは再度説明したいというふうに思っております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そのことについて少し触れてあるQアンドAの分ですね。紙の一番下のほうで、ほとんどが食代がなぜ上がったかということについての説明であって、そのQアンドAの一番下にそこが出てたものですから、それは別だということが出てたんですけども、やはり見るとその部分が何かよく読めてなかったという部分もあったと思うんですが、そういうことで全体に対しての説明をされる予定だということであれば、なるべく早くそういった部分を払拭していただけるように説明をしっかりとしていただけたらと思っております。

それでは、給食関係については終わります。先ほどの保育所の関係の質問の中で、慢性的な保育士不足ということで、大変な強烈なブログが出て国会でもにぎわっていたようなんですけども、全国的な問題だということなんですけれども、そのことについて松前町としてはいろいろと担い手を募集したりするんですけども、なかなかそれが対応できていないという部分なんですけれども、せいじゃあ特に松前町の場合、給料面とか賃金面で低いとか、そういう部分はあるんでしょうか。そのあたりどうでしょうか、ほかと比べてとき。

○議長（岡井馨一郎） 大政福祉課長。

○福祉課長（大政哲志） 平成28年度の賃金の予定なんですけども、これ臨時保育士の賃金につきましては、松前町は17万2,000円で募集をしております。そのほか、予定もありますけども、砥部町が18万400円、東温市が17万7,318円、松山市が17万4,200円、伊予市が17万800円となっております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 極端に松前町が低いとか、そういうことではないということですから、給与面でなくてやはり全体の待遇的なものというか、全体的に松前町だけではないんですけれども、やはり仕事の内容的にきつい部分と長時間労働というようなところとかというようなところがあるんで、それを政府として緩和するということが出てきた内容として、朝夕の出迎えとか、あるいはお帰りのときの部分に有資格者でない方なのを常駐させたり、無資格者でも対応できるというような柔軟な体制も可能なんだということで、いろんな条件はつけておられるようなんですけれども、そのあたり松前町としてもこの柔軟な体制にして、今後踏まえて考えておられるか、もう一度そのところちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） まず、採用に際しては、先ほどちょっと御説明しましたように、保育士以外の資格を持つての方についても採用できるということになっておりまして、来年度早速2名の方の幼稚園教諭を持つての方を採用することにしております。朝夕の時間帯についても、またそういう方がおりましたら積極的に採用して、できるだけ職員が働きやすい環境の整った保育所にしていきたいというぐあいに思っております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 先ほどの給食センターの後の食品ロスのことを質問するのが少し抜けておりましたので、ちょっと戻りますけれども、済いません。

食品ロスの件で、今現在は90%ぐらいが廃棄という状態になっているということだったんですが、全体的に実際のキロ数は1人当たりの食べ残しというか、それは非常に少ないということでお聞きしたんですけれども、こういう声も聞こえるんですね。例えば、中学生なんかでは逆に少なくおなかですくんだとか、あるいは量が非常に少ないからというようなことですが、食品ロスが少ないことはすごくいいことなんですけれども、実際にそういう声も聞こえるんですけれども、そのあたり保護者とかそういったところで、食品ロスの関係でちょっとそのあたりは実際のところどうなのか。栄養面とかそういった面で十分対応できているのかどうかということなんですけども、その辺もし聞いておられることがあれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） 給食の内容になりますが、結局栄養面については基準を満

たして、問題ない基準で給食のほうは提供させていただいています。ただ、先ほど議員さんがお話しいたしましたように、ことしの夏場の野菜の高騰の関係がかなり響きまして、カロリー等は問題なく提供はできてたんですが、どうしても品数を減らした経緯があります。その関係で見た目少なく感じたことはあると思います。あとは問題なく、今までどおり内容は充実したやつを提供してると考えております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） わかりました。

それから、先ほど民間委託になったときに、生ごみとして焼却している部分もリサイクルのほうに、できる限りそういったところも今民間業者との話し合いも続けているということですので、ぜひその方向性でお願いしたいというふうに思います。

それから次に、学童保育のことにに関してなんですが、先ほどの話では、学童保育についてはそれぞれ3校区で独自性を持って、ある程度裁量の中でやっておられるということだったんですけれども、実際にそこで働く方々のお話を聞きますと、やはり非常に慢性的にどんどん学童保育をされたいという子供さんがふえて、実際にはなかなか対応が大変だということと、それから先ほど部長も言われたように、場所的な問題とかあるいはキャパ、そこが非常に今問題になって、さらに3年生から6年生ということになれば、非常に人員的にも物理的にも厳しいということで、北伊予あたりから順番にということのお話なんですけれども、今回聞くところによると、岡田校区なんかも以前より急激に77名、非常に多く応募があるようなことを聞いておりますので、実際面本当にどうなっていくのかなということで心配の声をあちこちで聞きます。

そんな中で、学童の支援員さんというか、実際にそこで働いている方々は非常に心配というか、いろんなことを考えて、今後について特に心配をされてるところが多いと思いますけれども、そのあたり急にそうやってふえたりとか、あるいは障がいを持っている子供さんなんかだと、その方についた支援員さんがいるというようなことがあって、そこにある程度は手をとられるということもありまして、それで拒否するということではないんですけれども、非常にそういった面で現場がかなり大変であるという状況で、実際にどういうふうになってるか、特に学校の授業があつてるときはあれなんです、休暇中なんかになると1日ずっとということになりますので、一応半分半分、午前午後でローテーションを組んだりとかされてるようなんですが、休み中なんかの対応について、実際に役場の方に本当はどんな現場なのかなというのを見てもらいたいというような声も上がってます。実際のところ、本当にどこまで把握されてるのかなという声も聞こえてきます。そういった声に対してもしお答えがあるようでしたら、お願いしたいんですけれども。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） 放課後児童クラブを運営するには、先ほど言った定員をオ

ーバーして募集があった場合には、施設面とそれから人員面、特に支援員の確保というのが問題になってきます。施設につきましては、特に今回岡田小学校が定員60名に対して77名の応募があったということで、できるだけそういった方々も受け入れたいというつもりでおります。ただ、そのためには施設が必要だということで、現在空き家がある周辺にないかどうか、あるいは北公民館で利用できないかどうかとか、そういったことを今検討しております。もう一方、支援員の確保も必要になってきますので、再度いろいろな方、人づてを使ってなってくれる方を今探してるところです。そういったことがもし確保できれば、77名全員を受け入れたいというぐあいには思っております。

それから、夏休みは朝から、特に暑い日ですので支援員だけでは当然無理でありますので、補助員というのを夏休み期間中は募集してそれに充てております。結構たくさんの方々に来ていただいて、個人1人の方に負担がかからないように対応して、子供たちの世話をしているところです。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 町は町なりにいろいろとそれらについての対応を考えておられるようなんですけれども、これは減ることはないと思うんですね。やっぱり、働く女性はどんどんふえておりますし、そういった中で、町は安心して産み育てられる町を目指しておられるということですので、やっぱりそれに対して、若いお母さんたちがこぞって松前町に住んだら子育てもしっかりできるんだと。小さいときからそうやって保育所の対応もしっかりとしている、学童保育もできるんだということになればそういったことも実現していかない。絵に描いた餅ということになりかねないので、そのあたり非常に保育所や、あるいは学童保育、そういったことは全部その働く女性のお母さん、お父さん方にとってとても大事なことでございますので、今後ともそれらについての対策、また私もずっと追跡、見ていきたいと思っておりますが、そのあたりはぜひいろいろな工夫とそして努力を続けていただきたいと思います。

それから、生涯学習のところで、それなりにいろいろな工夫をされてることは今お答えの中でよくわかったのですが、アンケート調査なんかもしっかりと把握して、その中で希望者をとっているということなんですが、ただ1点、私いつもそれらが十分に広報されるのかどうかということで、何かいつもふれあい学園のパンフレットと何か松前の広報とかということなんですけど、もう少しアピールの方法はないのかなと。そのあたり工夫はないのかなというようなことで、ちょっとそのあたりが、せっかくいい企画をしてでも、十分にそれが行き渡ってないのではないかというようなこともありますので、その辺またもし考えてることがありましたら、ちょっと教えていただけたらと思うんですが。

○議長（岡井馨一郎） 富田社会教育課長。

○社会教育課長（富田 徹） この生涯学習の周知方法なんですけど、現在のところ受講

の案内の冊子を各戸配布しております。それ以外に、文化センターのほうからホームページに掲載はしておりますけど、今後また周知方法については検討したいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） また、私はこれはちょっと人から聞いたことではあるんですけども、利用した人の声を、よかったとか、悪かったという意見は余りあれしてもいけないですけど、よかったなという意見があったら、例えば利用した人の声というようなのもホームページとかに掲載したりとか、今はまだあれですけど、SNSなんかで十分そういったことを広げていったら、ああこういうことをやってるんだなということ、今のツールを使ってもう少し展開ができる範囲があってもいいのかなというふうに考えてますので、その後検討の中に少し加えていただけたらと思っております。

最後に、防災士のことについて今お話をいただいたんですけども、私が懸念しておりますことは、せっかく町が補助金を出して支援をして防災士を生み出しても、今現在24地区で87名おられるということなんですけれども、実際に地域の活動で十分にその方々が機能しているかどうかということになりますと、まだ十分、なったもののどうしていいのかと。そのあたりのつながりというか、その辺が十分に機能してないんじゃないかなというところをよく聞きます。その方自身の積極性とかそういったものにも係ってるのかもわからないんですけども、今お話の中で情報交換の場を町としてもつくっていくということに取り組んでいくということも言っていたんですけども、28年度には50名ふやすということになれば、ますますそういった多くの防災士が生まれてくるわけですから、そういった方々との連携というのは不可欠になってくるんじゃないかと思えますから、そのあたりをぜひ強めていただいて、せっかく防災士の情報交換の場というか、自主防同士の連合会等々もありますし、町との取り組みでいろんなことができるんじゃないかなということなんです。

1つ、今地区別防災計画、そういったことが結構国のほうで、町全体とか国全体、県全体、町全体の防災計画ができてるんですけど、これからさらに避難計画とかそういったものに、地区地区の細かいところでの防災計画が必要ではないかという話が今出てきているわけですね。そういったときに、私はこの防災士というのは非常に機能してくるんじゃないかなということで、自主防と防災士、そしてこの地区別防災計画というものを立てていく上には、そういうことは非常に必要なことじゃないかなと思うんですが、こういう地区別防災計画の計画というか、そういうものは町としてはあるんですか。今後、そういうことを提唱していくというあれはあるんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長兼総務課長（金子知芳） 現在のところ、地区別防災計画についての具体的な

動きというのではないというふうに考えておりますが、今言われたように防災士をこれからもどんどんふやして行って、地域の自主防災組織との連携の中で、まずお互いの情報交換なんかも行いながら、そういったことにつながっていけばいいなというようなことで、いろんな情報交換、また町の情報もどんどんおろしていきながら、そういった取り組みにつながるように努めていきたいというふうに考えます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ぜひ、その方向性をしっかりと見出していただけたらと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩でございます。議長からお許しが出ましたので一般質問をいたします。

通告書の順番を多少変えまして申し上げたいと思います。

私は、議員になる以前から町民の皆さんに全町アンケートを行うなど、声を聞いてまいりました。今回の質問も、全て現在町民の皆さんが疑問に思っていることを中心に今回取り上げたいと思います。

まず初めに、子供の医療費無料化についてでございます。これは、私が議員になってから毎回質問させていただいておる件でございます。

岡本新町長になられてから、前町長にはなかった御英断で町民の願い実現に一步踏み出されたこと、これは本当に町民の皆さんが非常に喜んでおられることでございます。期待が膨らんでおります。しかし、経済環境の悪化に伴って、子育て世代現在も本当に負担増や貧困化が進み、早期受診ができないという困っていることがございます。

そこで、保護者の方々も子供を病院に連れていくだけでも、交通費や勤務先との関係の調整など、さまざま心労などもあると聞きます。子供は、町の将来を担う宝であるという認識のもと、子供と保護者を支援する医療費無料化実現を一日でも早くできないものか、改めてお伺いしたいと思います。

次、第2点目でございます。

2点目は、原子力災害対策についてでございます。

政府の方針が次々に実現され、伊方原発の再稼働も時間の問題となってまいりました。町民の皆様、多くの方々心配なさっております。特に、漁業や農業、万が一事故が起こったら仕事を失うといったことを初め、先ほどの子育て世代の方々も、本当にこの町で子育てしていいのかどうか、子供の安全、健康被害を心配しております。岡本町長は、所信表明で安全・安心なまちづくり、安心して子供を産み育てることができるまちづくりの推

進を明言されました。この尺度に基づきまして、子育て世代を中心に全町民が安心できる原子力災害対策の今後の方針、具体策の考えを町長に伺いたいと思います。

次、第3点目、副町長2人制についてでございます。

岡本町長体制になりましてから、全町において松前町の規模での副町長2名体制を疑問視する方がふえてきております。今現在は1名体制なんですが、今後の人事で副町長2人制をとるのか、それを伺いたいと思います。仮に、白石町政を継承し2人制をとられるという場合は、具体的なメリットやデメリットもあわせ、決定に至った町長のお考えを伺いたいと思います。

次に、4点目でございます。4点目は、学校給食の民営化についてでございます。

今、学校給食を利用している子供の保護者の方々、当事者の方々から疑問の声がかなり上がってきております。かつて松前の給食は、表彰されたというほどすぐれたものであると聞いております。しかし、町は国の指導や財政難を主な理由として、民営化を数年ずっと推進し続けてきたと聞きます。この民営化推進に当たりまして、当事者との議論や決定に至る経緯の説明がなく、事後報告、保護者が町に問い合わせると、学校から4月に通知予定だと一方的な回答のみだったと聞きます。この問題に対して、保護者の方々を中心に町民の納得が得られる説明を伺いたいと思います。

第5点目でございます。第5点目は、JR北伊予駅周辺の活性化についてでございます。

JR自由通路については、今までさまざまな議論があり、特別調査委員会もあったと聞いております。多額の経費を要する事業であります。しかし、JR貨物基地関連の補助金等を利用して、有利な条件での整備が可能だということでもあります、これにはタイムリミットがあると。また、貨物基地移転に伴う踏切の遮断事故の問題や子供の安全性の確保、北伊予駅の東西の住民の交流を考えれば、有効な施策とも言えると思います。

そこで、この事業を実施した後の有効利用、周辺の活性化策、将来に向けてのまちづくり、すなわち岡本町長が考える長期ビジョンを伺いたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 金澤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、副町長2人制について申し上げます。

副町長2人制は、組織を横断的に指揮するトップマネジメントの強化を図るものであり、各種の政策を確実に実現するための体制として、状況に応じて必要であると考えています。本町におきましては、東日本大震災を踏まえ、平成24年4月から重点的に防災対策を講じるため、防災担当副町長を設置し、また平成27年4からは、さらなるトップマネジメント強化のために担当分野を分けて2人制を導入していました。現在、副町長は1人



です。私といたしましては、当面副町長1人制でやっていきたいと考えております。

ただ、南海トラフ巨大地震を初め、ゲリラ豪雨等大きな災害への備えが重要であることから、平成28年4月から防災担当理事を置き、防災対策に継続して力を入れていきたいと考えております。

次に、JR北伊予駅周辺の活性化について申し上げます。

JR北伊予駅自由通路につきましては、予讃線による地域の分断の解消、将来の北伊予駅周辺のにぎわいの創出、駅利用者の利便性の向上や安全性の確保に資する施設であると考えておりまして、多額の事業費を要しますが、国、県からの補助金や有利な地方債を活用することにより、実質的な町の負担が軽減できるこの機会に整備しておくことがベストの選択であると考えております。自由通路の整備により、北伊予駅の利用者はもとより、地域間の移動距離が短縮されることから、松山市農協や郵便局を利用される方、医療施設に通院される方、また小・中学校の運動会や催し物へ参加される方などにも利用していただけるものと考えておりまして、駅周辺の人の流れが活発になり、駅を中心としたにぎわいが戻ってくることを期待されます。

町といたしましては、自由通路の整備を機に、北伊予地区で開催されるさまざまなイベントなどの情報発信や、地域の観光資源をわかりやすく表示した観光マップの設置、また駅舎を活用した作品展の実施など、北伊予駅を中心とした新たな人の動きを誘導するための方策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

その他の質問につきましては、部課長から答弁いたします。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 原子力災害対策についてお答えをいたします。

松前町の地域防災計画・原子力災害対策編では、本町が原子力発電所から30キロ圏外に位置することから、国の原子力災害対策の指針に基づき、災害発生時直ちに防護措置が必要となる原子力発電所から30キロ圏内の自治体住民の避難受け入れ等を行うこととなっております。また、町民の皆さんに対しては、国や県が測定する空間の放射線量の結果や屋内退避の可能性があることを、防災行政無線を初め緊急速報メールや町のホームページ、またフェイスブック等を通じてお知らせすることといたしております。万が一、事故発生後放射性物質が大量に放出された場合、拡散により30キロ圏外の自治体への影響も予想されます。その際には、事態の進展や放射線量の測定値に基づき、国から避難等に関する指示が出されるため、速やかに防災行政無線等を通じて町民の皆さんにお知らせをすることといたしております。また、災害発生時に物資が必要となる場合は、まず町の備蓄品で賄い、不足する場合、国、県や災害時応援協定を締結している町内外15の事業者や団体に対して手配を要請いたします。こうした費用に充てるため、大規模地震災害対策基金を積み

立てているところであります。

原子力災害は、放射性物質そのものが見えないという特殊性があるため、放射線量の測定値や事態の進展等正確な情報を把握し、町民の皆さんへ確実にお知らせすることが重要です。そのため、災害時の情報収集、伝達手段の拡充を図るとともに、正しい放射線に関する知識の啓発周知に努めていきたいと考えております。

私のほうからは以上であります。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 学校給食の民間委託についてお答えいたします。

これまでの民間委託の経緯を御説明いたします。

平成20年3月に第6次松前町行政改革大綱で、松前総合文化センター、松前公園など公の施設について、指定管理制度の導入に向けて検討が始まりました。また、同年5月に町が公表した技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針により、退職する技能労務職の補充はせず、臨時、嘱託職員等の雇用で対応する計画となり、あわせて学校給食センターの民間委託についても、その是非を含め検討を加えていくこととなりました。平成23年の第7次松前町行政改革大綱において、施設の管理運営について民間資源の活用を基本に改革するという基本方針のもと、専門性や反復性の高い調理業務等は、これまでのように町が直接担うのではなく、独自のノウハウを持つ民間事業者に委ねる方法を検討することになりました。その後、学校給食に関するアンケートを経て、給食センターの運営を審議する給食センター運営委員会で、委員である全小・中学校長、PTA会長、養護教諭、給食主任や学校医に民間委託について説明を行い、平成25年3月に民間委託の方針を固めました。翌平成25年度に、委託業者を選定するプロポーザルが不成立となり、平成26年度も、委託条件の調整ができず中断していたものの、その間も民間委託の方針は変わっておらず、その旨給食センターの運営委員会において説明しておりました。平成27年度になって、業務の仕様と予定価格の整理ができたことから、昨年9月に再度議員全員協議会で実施の説明を行い、全小・中学校のPTA会長に対しても、これまでの経緯と実施内容の説明を行いました。その上で、同年10月には、給食センター運営委員会において民間委託実施の説明を行っております。

保護者全体へのお知らせについては、予算について議会承認が必要なため、予算の議会承認後改めて説明を行う予定としています。

○議長（岡井馨一郎） 大政福祉課長。

○福祉課長（大政哲志） それでは、子供の医療費無料化についてお答えをいたします。

義務教育修了までの子供の医療費の無料化については、平成27年第4回松前町議会定例会において、平成29年1月を目途に無料化を行うことを表明し、本定例会においてその準備経費を予算計上しております。

実施時期を早めることはできないかとのお尋ねですが、無料化を行うためには、医療機関の窓口で受給者証を提示するだけでよいようにするため、医療機関への依頼や町民への制度の周知、適正受診の啓発、電算システムの改修や受給者証発行のための手続などのほか、受給者、医療機関、審査支払い事務を行う国保連合会、そして松前町が確実に手続を行うことができるようにするための準備期間が必要となります。こうしたことから、予定どおり、来年1月から開始するのが精いっぱいだと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、まず初めに子供の医療費無料化についてから関連質問をいたしたいと思えます。

今、御答弁いただきましたが、やっぱりなかなか医師会等との調整等で難しいということですね。今回、岡本町長の決断に関しては、多くの保護者の方が本当に評価されております。前町長が国がやるべきと言った後、私は議会広報委員をしておりますけれども、アンケートで物すごいブーイングの嵐で驚いたことがあります。いろいろ大変なこともあろうかと思えますけれども、一日でも早く努力をしていただいて実現を目指していただければと思います。

子供の医療費は以上で終わります。

次に、原子力災害対策に関してお話ししたいと思います。

関連質問をするに当たりまして、私は原発再稼働反対の立場で発言したいと思います。

これは私が毎回この場で問うてますけれども、2015年4月にホームページ、ちょうど先ほど副町長がおっしゃいましたけれども、原子力災害対策編という、表紙を入れて8ページです。これがありまして、いまだにこの中身は変わっておりません。ところが、ここ二、三日、愛媛新聞に全国首長防災計画見直しという記事が出ました。これは、共同通信社が全国の市町村、全自治体知事や市長宛てにアンケートを行って、99.6%が回答があったというところの記事なんですけれども、大震災から5年たってやはりこの防災計画を見直さなきゃいけないんじゃないかということで、次々に策定内容を改めているという記事がございました。そのように周辺市町村も調べましたら、大分変わってきております。県が策定したときに松前町もやったわけですが、ほかの市町村も当然やってるわけなんですよね。ところが、松前は変わっていない、しかも防災担当の副町長まで置いて変わっていないというのは、これどういうことなんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） この質問に関しましては、12月議会にも金澤議員からございました。その折に、今後国、県と協議し、地域防災計画の内容充実に取り組みたいという御答弁をさせていただきました。そのときの金澤議員からの例示で、福岡市の防災の原子力災害対策編の紹介がございました。私も読ませていただきました。その中では、屋内退避等

に対する体制の整備や情報伝達経路の明確化、そういったもの、非常に参考になる部分もごございます。そういった点を、十分他の自治体のいいところも参考にしながら、先ほども言いましたように、今後地域防災計画の内容の充実に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今回の予算のほうに原子力災害対策といった項目が見当たらなかったんですけども、予算にはきっちり、福岡のを参考にという話なんですけれども、反映はされてるんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 研究していくのに別に予算は必要でございませんので、先ほど言いましたように内部で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 研究していくということは、とりあえず考えるという理解でいいんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 先ほども申し上げましたように、いろいろ情報の収集を図り、その中で内部できちんと内容を詰めていかないきませんので、そうした部分についてはなかなか外部には見えにくいと思いますが、きちんとやっていきたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 先ほども述べましたとおり、全国また周辺市町村もこういう記事のとおり、対策をやって考えた後にもう実行に移そうとしてるわけですよ。防災担当ですよね。これは意味が本当にあるのかどうかちょっと疑わざるを得ないような発言で、ちょっと残念ですね。

それでは、とりあえず考えるということで、ほかは考えてるんだけれども、松前はとりあえず今は考える段階なんだと理解の上で関連質問いたしますが、伊方原発の問題点というのは把握されてますか。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 伊方原発につきましては、御案内のように愛媛県が中心になって問題点、そういった部分、課題、あるいはそういったところをきちんと国と協議し、あるいは四国電力に対して県としての追加対策をお願いしております。そういった中で、きちんとした対応ができておるということで、昨年10月、県知事が次のステップに向けた了解をしておるといふうに理解をしております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） なかなか抽象的なお話で要領を得ませんけれども、国や県じゃ

なくて、皆さんは松前町民を守るためにここにいらっしゃるんじゃないでしょうか。そういうところからすれば、新聞報道やいろんな専門の学者がどう指摘しているか御存じかどうか、これを伺ってるわけです。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 原発の安全性につきましては、ただいま中矢副町長が答弁いたしましたように、国、県が責任を持って、その安全性を確認した上で対処をしているというふうに理解をしているところです。一部の学者さんがいろいろな御意見を言うておることは承知しておりますが、私どもとしては国、県の考え、国、県が対処していることを信ずるといいますか、理解をしてやっていくほかないと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） なかなか思ったことは言っていないんですけども、立場があるから言えないのかどうかそれはわかりませんが、実際これ学者の話でも皆さん御存じのとおり、活断層がすぐ真北に走っていると。その南は南海トラフという非常に危険なところがあるということ、これ特に元京大の原子力を研究されていた小出先生の話では、安定ヨウ素剤というのは、原子力発電所の事故が起きて放射性のヨウ素が住民のもとに届く前に飲まないとか全くきかないんだそうです。そういうところからすると、やはり危険性を考えたらそういう施策も、これ福岡市の例に載っておりますけれども、入れておくべきではないかなと私は思うわけで、その問題点を把握してますかということでお伺いしたわけなんです。まして、伊方ではベント施設ができていないとか、免震棟は数年後でもいい、でも今は不要になってるんですよ。非常に不安です。

なぜ私はこうもしつこく言うかということ、単に反対の立場、なぜ反対の立場かということ、私は東北の出身です。私の実家は300キロ離れておりますけれども、電力会社からベーター線を測る機械を借りたら、特産物にかけたらメーターが振り切れました。また、山形市内、桜の種苗をつくっている友人がおります。原発事故の後、農水省と山形大学の農学部と共同で種苗をされているということですね。農水省の技官が凶ったらまるでガンマフィールドですねと。そんな状況でしたので、そこでは種苗の育成はできないということで、京都のほうに引っ越しました。そんなことを松前で起こしてほしくない。

また、これは原発ありきでその対策というのは今国も考えるわけなんですけれども、だったらその危険性をきっちり理解して、国や県の認識に任せるんじゃないですか。40キロから60キロの範囲で福岡市が、玄海原発から距離は離れてるわけなんですけれども、県がやってるような訓練、副町長もごらんになったということなんで、そういうことをやるべきではないかと考えますが、まだ副町長からは考えてる段階、そんなお話だったわけです。実際、考えてる段階といいますが、岡本町長は今回公約で安全・安心なまちづくり、安心して子供を産み育てら

れるまちづくり、これを私、町外から移住した者ですからやはり今インターネットでいろんなことを調べたりします。そうすると、原子力災害対策一つをとってみても、周辺市町村は違うんですよ、熱心なところと熱心でないところ。公約実現のためにも、ぜひ町長には具体的なことを、具体的な中身は副町長が先ほど福岡市の事例をごらんになったということでございますので、そういう取り組みもいかがかなと思いますが、町長、いかがでございますでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 安心して子供を産み育てられるまちづくりを標榜しておりますので、安全・安心なまちづくり、またこれも重要だと思っております。

今、副町長が答弁をいたしましたように、他市町村の取り組みなども情報収集をして参考にしながら、松前町としての原子力防災対策編の改編というのは今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 町長から今お言葉をいただきましたので、それに期待してなるだけ実現を早めるべきだと私は考えます。これは、初心のときだからこそできることではないかと思っておりますので、ぜひやっていただきたいと思っております。

あとちょっと言い忘れましたが、政府も松前町50キロ圏内云々とあるんですけども、これ2011年、50キロ圏内全住民に賠償案というんで、原発の被害の賠償の紛争審がこれ新聞報道で出てるわけですよ。実際、30キロで抑えているわけなんですけども、現実的には50キロというような話もありますので、ぜひそれは進めるべきだと考えます。

じゃあ、次の質問に移ります。

副町長2人制については、先ほど当面1人制で行うということですので、町民の方々も納得いくんじゃないかと思っております。これは、議会も26名を14名にして努力してるので、理事者側が、前町長がほとんど町内におらず、補完のためにとかという形で理解される町民の方も少なくありませんので、今後もこのあたりはしっかりしていただきたいと思っております。今後は、部長制も問題にして再検討されるべきだと考えますので、この場では申し上げませんが、次回に回したいと思っております。

次に、学校給食センター調理業務民営化について関連質問をいたしたいと思っております。

先ほど、藤岡議員の質問へのお答えと私に対してのお答えをずっと聞いてまいりました。ちょっと伺っていききたいと思っております。

地産地消やアレルギー対応云々は町だということなんですけれども、これ結局あれですよ、ちょっと確認なんですけれども、栄養教諭、栄養士さん、それは町の職員ということによろしいわけですかね。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 栄養教諭は県の職員になります。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） わかりました。それでは、また関連質問したいと思います。

この問題に関して、私は調理業務民間委託には反対の立場で発言したいと思います。

これは、安全・安心の公共サービスの確保が重要と考える要因でございます。安全・安心というのは、給食を口にする子供さんたちはもちろんのこと、そこで働く労働者の労働環境に関しても言えることであると思います。学校給食の民営化は、教育的な見地からもなじまないと考えます。そもそも民間委託になじむのか検証すべきじゃないでしょうか。現在、全国で給食の民間委託は5割にとどまっているという調査結果がございます。地産地消で温かい安全な給食をという保護者の方々の切実な願いが、これはあらわされている結果ではないでしょうか。

今回の質問、経緯は説明いただいたわけなんですけれども、担当の合田課長も御存じだと思いますが、反対署名活動を行おうと言われている保護者の方々も少なくない現状でございます。インターネット中継を見ている保護者の方々もいらっしゃいますので、数点ちょっと質問していきたいと思います。

まず第1点目、これは先ほどの部分の民営化かに関しては回答がありましたので、調理部門と配送部門、洗浄部門ということですね。2つ目の質問なんですけれども、これまで雇用してこられた職員の方々の処遇というのはどうなるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 現在、雇用されとる調理員、正規調理員については、町内の町立保育所のほうに異動してもらうような予定にしております。そして、臨時あるいはパートの臨時さんの調理員につきましては、予定しておる民間の事業者さんのほうで同じような条件で引き続き雇用をしてもらうようにということで、業者さんのほうでも優先的に一般の募集より先に面接を行って、問題なければ引き続き雇用していただく予定というふうに聞いております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 正職員の方は町立保育所へ、臨時の方は再雇用で条件等は……。済みません、ちょっと聞き逃したかもしれないんですけどもね。条件等は、これ町るときよりもよくなるんですか悪くなるんですか。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） 賃金に関しては同じ年収を保証するというので、委託業者のほうと調整しております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それは臨時職員の方々はどうか、ある程度合意はとれてる

んですか。それとも、反対とか出てないんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） 現在お勤めしていただいている臨時職員及びパート職員の中で、今回の異動の希望の数というのは8割、9割の方が希望して、今度の会社のほうに異動という形をとらせていただいていると聞いてます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 8割、9割ということは、残りの方々は反対ですか、それとも何か言われとんですか。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） 若干、県内の勤務時間が3シフトで動いていくような形になるんですが、今回民間委託する場合は、定期の時間を規定して勤務をお願いするという形に変わります。その関係で、どうしても子供のお迎えの関係とか、家庭の事情で参加できないという方は、その募集には参加しておりません。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） その点は了解しました。

次に、ちょっと質問を変えますけれども、民営化する理由を、先ほどの回答の内容では保護者の方々には説明してないみたいなんですけども、そういう理解でいいんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 先ほど答弁したように、保護者の方については、保護者の代表であるPTAの各小・中学校のPTA会長さんに説明をするとともに、そのPTA会長さんは給食センターの運営委員会の委員にもなっていてとるので、その会の中で給食センターの民間委託について、最初のときからずっとその都度説明はしてきております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それと、あとアンケート、これいつですか、大分前みたいですが、あれもとられたといいますけど、このアンケートをとった対象というのはこれ保護者の方々ではないんですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 保護者と、それから児童・生徒も対象に実施しております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） これはあれですか、全調査をしたということによろしいんですか。



○議長（岡井馨一郎） 岡本事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 調査につきましては、小学生は4年、5年、6年生、それから中学校につきましては1、2年生の児童・生徒ということになって、それとその子供たちの保護者ということになります。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） いつの時点の人たちなんですか。というのは、民営化が予定どおり進むんだとすれば、4月から食べることになるわけですよ、口にするんですよ、子供たちが。当事者はこの4月から学校に通う子供たちということになりますけれども、これはいつの時点の人たちなんですか。今いるんですか、この人たちは。

○議長（岡井馨一郎） 岡本事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 調査の時期は、平成24年3月12日から26日の間で実施しました。そして、当時調査した子供たちにつきましては、小学生の方については今現在も中学校のほうに在籍しておるといふふうに思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ということは、いない子も大分いるということですよ。それはちょっと不備があるんじゃないかと思えますけどもね。当事者じゃないというか、利益享受する人たちじゃない人たち、先ほど予算承認後に保護者の方々に説明すると言ってましたけれども、そういうアンケートをしてるのであれば、プロポーザルが今度不調に終わった後に、去年の9月にこれ議会でも言ってるわけですから、やるべきではなかった、そこで改めてやるべきではなかったのかなと私は思います。

しかも、これ数年前のアンケートの内容、数問給食に関する事で、いきなり民間でいかというような何か誘導するような質問、アンケート内容もやや問題ありではないかなとちょっと思われます。今回、保護者の方々から反対意見が出てるんですけども、内容はどういうことで反対されてるのか。これは、PTAの会長、代表者だけでいろいろ話し合ったということなんですけれども、反対意見の内容を把握されてますか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 教育委員会の事務局のほう、それから給食センターのほうでも、直接学校給食の民間委託についての反対の意見というのは把握はしておりません。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 反対の意見を把握してないというのがまたまたちょっとびっくりするんですけども、そういうことをした上で、準備した上で進めるなら進める方向へ、やめるならやめる方向へとなるのが筋じゃないかと私は考えます。

続けて質問いたします。

保護者の方々が心配している中で、食の安全というところからいきますと、トレーサビリティ、すなわち食品がいつどこでつくられて、どんな経路で給食センターに届いたかという生産履歴、これを明らかにする制度でございますが、これは全く問題がないと認識してよろしいのでしょうか。また、その証明というものは、保護者が閲覧しようと思えばいつでも閲覧できるような状態にあるのでしょうか。お願いします。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） 物資の購入につきましては、3カ月ごとに物資購入委員会というのをPTAを含めて行っておりまして、そこで食材についての見本を見ながら、金額も兼ね合いにはなりますが、そこで確認しながら物資のほうは決めさせていただいてます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） トレーサビリティは問題ないと認識していいんですか。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） 現在のところは問題ないとは考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 問題ないという回答ですので、保護者の方々がそれを見せてくれたと言った場合は、ぜひ見せてあげてほしいと思います。

また、あと一連の経過をずっと伺ってますと、私は議員になってから去年の9月にこれを伺ったわけなんですけれども、行財政改革の一環として、民間にできることは民間へという国の旗振りに乗ってきたわけなんですけれども、そもそも本当に民営化の必要があったのか。特に、先ほど数字、これ藤岡議員のときに出てましたけれども、1,100万円年間コストダウンできるというようなお話でしたよね。その対費用効果をきっちり明記した総費用の数字といたしますか、それ文書で公開はできますか。

○議長（岡井馨一郎） 合田学校教育課長。

○学校教育課長（合田光隆） その金額につきましては、全員協議会でもお示ししておりますので、公開することは問題ないと考えてます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私何でこんなこと言うかという、全員協議会や委員会で合田課長から伺った話でこんなことがあるわけですよ。国の指導に従ってきたたびに正職員が減って、ベテランが不足してシフト等が困っていると。何のためにそんなことしたのかなと私は質問した覚えがありますけれども、あと試算方法、9月と12月は試算方法が違ってらんですよ。そしたら、1度目は間違いだったという不自然さがあった。議会でもいろいろほかの議員も追及して話が並行線のときに、議会の承認がなくてもできると言及されて古参議員から叱責を受けた、そんな事実が私の頭の中にはありますんで、どうもその数字

の信憑性というか、ちょっと信じる事ができないんですよ、申しわけないんですけども。

ですから、今回は保護者の方々に実際そんなきっちり説明してきてないということが明らかなのですから、そういう文章は本当にそうなのかと。もしかしたら、本当に財政的に厳しいんだったら協力していただけるかもしれないじゃないですか。そういう公正の立場に立って、できるかできないかそうお尋ねしたわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） それでは、11時25分まで休憩いたします。

午前11時6分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（岡井馨一郎） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

理事者の答弁を求めます。

岡本事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 金澤議員の先ほどの質問ですが、答弁のほうで御説明したとおり、民間委託については、平成20年5月に町のほうで決めた方針に基づいて、退職する職員については、補充をせず臨時で対応するということでずっとその後続けておりまして、平成24年に学校給食に関するアンケートをもとに、その後のPTAを含めた給食センターの運営委員会で説明を行い、その後で平成25年に町として民間委託の方針を固めたということをございまして、その後ずっとプロポーザルが不成立になったりとか、なかなか条件が整理ができなかったということで、27年度にやっとプロポーザルに持ってこれたということで、その間方針は変わっていないということをございます。

そして、先ほど金澤議員が金額面のことを言われよったんですが、金額面のことにつきましては昨年の9月では特に言うておりませんので、正式に金額面のお話をさせていただいたのは、12月の全協のときというふうに思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） できるかどうかと聞いているのに、全然関係ない話をされて困るんですけども、ちょっと追加で質問します。

じゃあ金額の話は12月でという話なんですけれども、プロポーザルが不成立になったときの公募金額は幾らだったんでしょうか。さらに加えて、今回の公募の金額は幾らなんですか、それぞれお答え願います。

○議長（岡井馨一郎） その件につきまして通告書には載っていませんし、通告外という関連でも、ちょっとそれは……。

（「それはおかしいやないか。議員が一般質問する権利があるんじゃないか」の声あり）

お静かに願います。今、金澤議員にお話ししてますんで。それで……。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） 何で、局長に言われて議長がそういう話をされるんですか。ちゃんと質問させてくださいよ。

（「議会事務局長、おまえ議員か」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 金澤議員から質問がございませぬども、やはり通告書とはいわゆる抽象的な書面でしかございませぬので、中身については余り詳しくは入っておりませぬから、そのあたりを十分考慮して質問をしていただきたらと思ひます。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） 考慮してといひますが、ずっと経過を聞いてきた流れで、何でこの金額の中でストップされるのか意味がわかりませぬ。1,100万円の経費ダウンってことですよ。ということは、前の公募金額とプロポーザル不成立の公募金額と最近やったその公募金額、そんだけ差があるってことなんじゃないですか、まともに考えれば。だったら、給食費を大幅値下げしてもいいんじゃないですか。一体前は幾らかかったのか、数字のマジックがあると思ひませぬよ、そんな議長がとめるなんてのもまたおかしい話で。町民の皆さん聞いてるんですよ、ちゃんと。お答え願ひます。

○議長（岡井馨一郎） 答弁できますか。

それじゃ、岡本事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 金額についてはちょっと手元に資料を持ってないんですが、前回最初に提示した金額は4,000万円ほどで、今回の金額は5,500万円ということになります。そして、金額に1,500万円近く差が、今回ふえたわけですが、これにつきましては昨年の全員協議会のほうでも説明させていただいたんですが、委託料の設定方法を、従来は現状の職員体制での民間委託にした場合という形でちょっと比較したんですが、それは正規職員が臨時職員に切りかわって行って、かなり変わっておいりましたので、なかなかその金額では民間でも十分やれるというような業者が出なかつたということで、最初の分は不成立になつたものでありまして、今回につきましては、完全に町が本来直営でやる場合には、先ほど藤岡議員さんのほうにも説明させていただいたんですが、直営でやる場合には、それぞれの調理エリアごとに責任者を置いたりとかという形をとって、最低限7人の正規職員が必要であるというふうなことで整理させてもらって、それで積算をし直した関係で今回このような差が出たということで、一番最初のと きにつきましては、やっぱりかなりぎりぎりまで現状を抑えとるという形で、民間の業者さんは参入ができませんというぐらゐの金額であつたというふうにお思ひしております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ですから、そういうお話だけだったら何とでも言える話ですんで、そういう文章、対費用効果、前それじゃ町営のときと比べて本当に幾らなのかどう

か、それを示したものを公開できないかどうかと私は伺ってるわけで、言葉でもらってもちょっと困りますね、それは本当。公開できるのかどうかということです。しかも、行財政改革の一環で正職員を採用してこなかったわけですよ、それでがたがきてると。それで本当に対費用効果と言えるのかどうか、そんな疑問もあります。

公開をきっちりと、本当に幾らコストダウンできるのか、これ公開できるんですかできないんですか、イエスかノーでお答えいただけたらと思います。

○議長（岡井馨一郎） 岡本事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 先ほど御説明したとおり、全員協議会で説明させていただいた資料につきましては公開いたします。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 全員協議会、全員協議会と何度もおっしゃいますけれども、全員協議会という場合は、私1年生議員ですけれども、議員必携に書いてます。理事者の意見を聞くのみなんです。議論の場ではないんです、全員協議会というのは。ですから、協議会の中で全員が理解した、承認したというものではないんですよ。しかも、これ議会の承認が要らなくて済む話ですよ。今回のプロポーザルがどこが決まってどうこうという話もいただいておりませんし、わかりません。そしたら、町民の皆さんからクレームの嵐が来てるわけじゃないですか。だからこそ、筋を通してやってほしいと言ってるのに、何だかよくわからない答弁に終始する、一体どういうことなんですか、ねえ町長。若い人に来てもらう、松前に住んでもらいたい、そういう気持ちでやってるときに給食がこうじゃ、若いお母さんたち、今LINEとかネットで広がりますよ、こんな町では説明してくれないんだと。いいのか悪いのかそれはわかりませんが、いいか悪いか判断したいから、客観的に見たいからということなんで、なかなかお答えいただけないようなんで、ぜひこれは答えるべきだと思います。

保護者の同意がなければ予防注射もできない、子供の口に入れるものを提供できない、そう考えます。今の答弁を聞いてる限りでは、一方的に進め方に問題があると思います。もっと慎重に総合的に考えて、改めて議会に諮ったらいかがかと思います。保護者と子供たちに誠実な対応を望みます。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 答えてない答えてないとおっしゃられたんですけど、今教育委員会のほうからは比較した資料を全員協議会でもお示しをしているし、それについては情報公開をしますというふうに答弁をきちんとしてると思うんですけども。

私としましては、私のところには給食の民営化について、不満の嵐というふうな表現をされましたが、そういうお話は一切来ておりませんし、先ほど言いましたように、調理員が安定的に確保できたり、それから経費も節減できたりしながら、かつ給食の質は落とさ

ないで実施できるわけですから、民営化で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それであればこういう問題は起きてないんで、公開して下さるといふことなんでそれに期待したいと思います。

じゃあ次、最後の関連質問に移ります。

北伊予駅周辺の活性化について、私は一般論としては町長の長期ビジョンは大変すばらしい話だと思います。地方創生や松山との地域連携構想や少子化対策、私も移住した立場でありますので、まあやっぱり松前に引っ越してくるときに、どこがいいかというんでいろいろ探した覚えがございます。しかし、一般論としてはいいんですが、私は現在、これ調査中ということなので議会から特別調査委員会の号外が4通出ております。賛成でも反対でもない、中立の立場で発言したいと思います。

町長、きょうもお答えいただきましたけれども、駅を中心とした、鉄道を中心とした地域活性化策ということですが、北伊予以外、松前、岡田あたりにする考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 御質問は北伊予駅の問題でございますので、北伊予駅については駅を拠点とした周辺のにぎわいづくりのために今回の自由通路をやっておくべきではないか、何も無いのでは今と変わらないわけですから、これからのにぎわいづくりのためには、今非常に負担の少ない経費でもって、事業費は大きいですが、実質的な負担が少ない制度が利用できる時期にやっておくことが北伊予の将来の発展につながるんだろうということで、やらないのとやるのとどっちがいいんだという比較考慮の結果、私はやったほうがいいという判断をしたわけでございます。

他の駅についてのことは、今後検討していくというふうに思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そうですか。私は、松前や岡田もすると考えるべきだと思うんですけどもね。というのは、アンケートの結果なんか見ると北伊予以外は反対が多いと。住民の構成からしたら圧倒的に松前とか岡田のほうが多いわけですよ。いろんな議論の中では、ある面地域が対立してるんじゃないかなと思わされるような場面もありますんで、そういう全体構想の中でいったら、他地域も納得ができるような方針をされるべきではないかなと私は考えます。

さらに、関連した質問をいたします。

町長は、ビジョンに向けてこれを推進するということなんですけれども、議会調査特別委員会は中間報告までしか出しておりません。これでは進められないんじゃないかと思

ますが、どうお考えなんですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 改選前の議会で、特別委員会ができて中間報告が出たのは承知しておりますが、一応改選前の議会ですのでいわゆる任期満了とともに自然消滅をしているものでございまして、私としましては、そういう議論があったことを踏まえてこの政策を進めるかどうかという判断を新たにいたしましたものでありまして、その結果、先ほど申し上げましたように、つくるほうが松前町の北伊予地域のためであり、かつひいては松前町の発展のためにメリットになるだろうという判断を持って進めることに決めたものでございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今の調査委員会自然消滅とおっしゃいましたけれども、通常消滅させるには議会の議決が必要であると思いますが、自然消滅の法的な根拠というのはどういうところでお考えだったんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 私のほうから申し上げます。

一応、昨年9月で議会は新しく変わりました。その時点で、以前の分については全て消滅ということになっておりますので、その点は十分御考慮の上で質問をよろしくお願ひします。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） それは、議長、おかしいんじゃないですか。議員必携をごらんになってますか。私、ちょっと読み上げますけどもね。委員会における調査は会期中が原則で、会期中に委員会報告書を提出できるよう努力しなければならないが、会期中に調査が完了しない場合は、調査報告書が提出されないため本会議における意思決定もできないことになる。この場合は、会期不継続の原則により、その事件は次の会期にわたって調査できないわけで、審議未了廃案となり消滅する、これを審議未了と呼んでいる。この廃案となることを避ける方法としては、会期不継続の原則の例外である閉会中の継続調査がある。会期中にどうしても調査を終了しない事件について、閉会中もなお調査をしようとする場合、委員会の決定に基づいて委員長から議長に対し、閉会中の調査の申し出を行い、議長はこの申し出によってこの件を議会に諮ることになるとありますが、これは廃案となることを避けることをやっていないんじゃないですか、議長。

○議長（岡井馨一郎） 一応、4年間で議会を終わりました。そして、新しくまた選挙で出てこられた、だから以前の委員会については自動的に消滅と。そして、4年間の中での委員会云々だったら継続いけるでしょうけども、4年間という期間は終わりましたので、次の議会は新しいものですから、その時点で以前のものは消えるということで御了解いただいたらと思います。私論ではございません。

（「大政事務局長、あなたは議員じゃないのに何の発言しよる

んですか」の声あり)

静かにしてください。

(「おかしい。おかしいですよ。おかしいでしょうが。私は、議長の当時にやった案件は全部整理がついてないから、自動消滅ということはあり得ない。これは意見を聞くべきじゃないか」の声あり)

静かにしてください。

金澤議員。

○3番(金澤 浩議員) 本当、今先輩議員から声が出ましたけど、自動消滅というのは法的な根拠は、議長、どこにあるんですかこれ、教えてくださいな。

○議長(岡井馨一郎) 特別委員会というのは、ある面1回1回決めることです、委員を。一応、特別委員会前の議会は4年間で終わったということで、それは消滅と。ゼロからの出発ですから。そのあたり……。

(3番金澤 浩議員「ですから、そういう言葉じゃなくて、自治法のどこにあるのかとか、議員必携のどこを見なさいという形で御指導いただきたいと思いますよ」の声あり)

ちょっと静かにしてください。

ちょっとこの場で休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

○議長(岡井馨一郎) 再開いたします。

今、金澤議員が御質問されていることにつきましては、一般質問の中での質問事項とはちょっとかけ離れていますので、これは後でまた検討するというので、一般質問での継続をお願いします。

金澤議員。

○3番(金澤 浩議員) 今関係ないとおっしゃいましたけど、町長が答弁してくださって、キャッチボールしてるところなわけですよ。それで、議長が今話を出されたわけでしょう。それでキャッチボールを自分から放されておいて、関係ないというのはどういうことなんですか。これ理屈に合わないじゃないですか。

申し上げます。これ私なりに思うんですけども、議員必携にもきっちり書いてることで、ある面これはあれですか、これ理事者側というよりは議会側で、これ委員長が澤田委員長、今回議員じゃないですよ。ところが、副委員長には八束議員がなったわけですよ。新たに改選された岡井議長と。現在の議長と副議長が当事者なわけですよ。これ議会、お二人の怠慢ということにつながるんじゃないですか。



それと、あとは自然消滅とおっしゃってましたけれども、議会事務局大政局長、議会のスムーズな運営のためにサポートするのが議会事務局の仕事なんじゃないでしょうか。あれだけ議論を重ねて、なんで議論したかといえば、当初これ否決された案件で、単に否決するんじゃないから、きっちりみんなで議論して、できるかできないかわかんないけれども何とか前向きに進もうよということで、その調査委員会が出来たと聞きます。それなのに、それを全く無視してしかも消滅云々ってむげにするというのは、私は町民の方々が納得しないと思うんですよ。調査を御破算にするというようなことは、せっかく民意で今回町長になられた岡本町長が独善だといったような誤解も生むことにつながると思うんですよね。そこをしっかりとっていただきたいと思います。

議長は自然消滅だという考えと、どういう根拠からそういう話をされてるんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） この場は一般質問の場でございますので、先ほどより申し上げましたように、これは注意喚起ということで申し上げましたので、私としてのそれについてのお答えはできませんので。一般質問の方式で、それぞれの理事者側へ質問をお願いします。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そういうお答えでしたら、この場でできないみたいですので、後ほど議長と副議長に、またほかの議員の皆さんに諮りたいと思います。あくまで、私は議会事務局もこれは責任を問われるべきものじゃないかなと思います。みんなが理解した上でやるかやらないか決めるためにやってきた。しかし、総合経費の試算がなかった、後出しの経費が次から次へと出てきた。それが調査報告書の1から4に経費の膨らみとして出てきてるわけですよね。ですから、これは改めて議会内で議員間でやってから町長に諮る、こういう案件であると思います。町長におかれましても、リミットがある云々という話もあるかもしれませんが、独善につながる可能性がありますので、これは慎重にやっていただきたいものだと考えます。しかも、自由通路と周辺開発は別々で考えるべきではないか。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 金澤議員の一般質問を終わります。

昼食のために13時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（岡井馨一郎） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 4番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので質

問させていただきます。

まず初めに、2016年度は15年度に策定した総合戦略に基づいて実行段階に入る年であり、政府は、財政支援にあわせて人的支援や情報交換などを推進し、自治体の主体的、先駆的な挑戦を支援することになっております。

1 問目は、一見地方創生とは異質なものに思われがちな地方公会計制度についてお伺いいたします。

一般の町長の平成28年度当初予算の概要の中の内容とかぶるところがございます。復唱する部分があるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

この地方公会計制度については、理事者側では御承知されているということですが、私も含めて一般的にちょっとまだなじみのない言葉というか制度でありますので、経緯と公会計制度を述べて、直近の通知を紹介した上で質問とさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

経緯ということで、地方公会計の位置づけということで閣議決定及び法律設定について申し上げます。

まず最初に、平成17年12月閣議決定で行政改革の重要方針ということで、内容は総務省は各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。2番目が、翌年の18年の法律第47号で、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律ということで、内容につきましては、政府は地方公共団体に対して企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関して必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。3番目に、これは平成25年6月の閣議決定で、経済財政運営と改革の基本方針、脱デフレと経済再生ということで、地方における公共サービスの可視化の推進、可視化とは見える化の推進、企業会計原則による公会計は、経営改善を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政のさらなる可視化、見える化を推進する。あわせて、公共施設資産について量、質両面から見直し、経営改革をすることが重要である。ストックも含めた財政情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。

ここで目的として、公会計制度の目的はということについて、企業会計を採用することで財政の透明化を高め、財政の効率化、適正化が図れる。現行の会計制度では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報の把握が可能となる。複式簿記、これは企業会計を採用することで、単式簿記、現会計制度では見えにくい資産、負債といったストック情報の把握が可能となる。財務書類を作成することで、コスト情報、ストック情報が見える化され、次がポイントであります、議会や住民等に対する説明責任の履行や、行政内部のマネジメント機能の向上に活用することができる。

最後に、直近の通知として、統一的な基準による地方公会計の整備促進についてと、平

成27年1月総務大臣の通知であります。地方公会計制度については、これまで各地方公共団体において財務書類の作成、公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少、少子・高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であると考えますと書いてあります。

これから私の意見を申し上げます。

以上のことから、地方創生事業の推進と公会計制度の促進は不可分であり、さらに言うならば、公会計は基礎で地方創生事業はその上に建つ上物であると思うのであります。基礎、公会計による財政分析をしっかりとこそ、多彩な設計図、地方版総合戦略の具体策が書け、使い勝手のよい耐久性のある建物、建物というのは例でございますが、自立した循環型のコンパクトシティができると思うのであります。

そこでお伺いいたします。

まず、当町の公会計への取り組み姿勢あるいは考え方について、財政コントロールのツールとしての有用性をどう認識しているか。取り組みの進捗状況、具体的には人材育成、研修体制、専門指導員の導入状況、公会計への移行スケジュールはどうなっておられるのか。

最後に、現状での問題点はどのようなものであるか。

以上が1問目の地方公会計制度導入についての質問であります。

2番目、子育て支援につきまして、政府は28年度予算において子育て世代へさまざまな支援策を推進しております。私が把握するところで、5点だけ申し上げます。

1点目は、児童扶養手当の拡充と増額、倍増と書いてあるのは、これは加算額が倍増になっております。2番目、保育料負担の軽減、3番目、子供生活、学習支援（居場所づくり）ということで3番目、4番目、ひとり親家庭の一時的家事援助、未就学児の保育支援のヘルパー利用条件緩和、5番目、ショートステイ、トワイライトステイとありますが、今回はこの5つの中の3番目に申しあげました子供生活、学習支援、居場所づくりを取り上げることにいたします。

さらに、その中に地域未来塾があります。前回12月の私の一般質問、無料塾に対しては当町にはそぐわないと御返答がございました。今回は、国の施策として打ち出されたこの地域未来塾についての意見をお尋ねいたします。事例として上がっているのが、東京都の中学校の取り組みであります。対象は中学校1年から3年、希望者になります。年間80回、学期中週2回、2時間程度ということで、当然のこと無料ということになっております。3番目、指導員による個別指導と自習、指導員は教員志望の講師や大学生などということになっております。

2問目は以上でございます。

3問目につきましては、2017年えひめ国体についてお尋ねいたします。

2017年えひめ国体松前町町民運動基本計画の目的として、愛顔でつなぐえひめ国体の成功に向け、松前町民一人一人が参画と協働により訪れる方々を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、国体終了後も町民協働によるまちづくりの推進につなげると掲げられており、運動目標として5項目ありますが、今回は3項目についてお伺いいたします。

心のこもったおもてなしで温かく迎えようということについて、おもてなしとしてはどのようなものを企画されておられますか。2番目、松前町の魅力を全国に発信しようということにつきましては、産業の魅力としてどのようなものを発信されるお考えか。3番目、美しく快適な大会環境をつくろう、地域のクリーンアップ活動や花いっぱい運動については、どういった住民組織に協働を呼びかけておられるのか。

以上、3件において御質問申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 未来塾についてお答えをします。

現在、全国的に子供の貧困が社会的、教育的問題になっており、経済的な理由や家庭の問題により、学習のおくれや学習習慣が不十分な生徒への支援が大きな課題となっています。

御質問の地域未来塾は文部科学省の施策の一つで、経済的な理由や家庭の事情で家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生を対象に学習支援を行うものです。その運営主体としては、学校が必要とする活動に地域住民がボランティアとして参加する組織である学校支援地域本部が行うものや、町教育委員会が大学生、教員OBなどの協力を得て行うものが想定されており、文部科学省では平成26年度から平成31年度にかけて、全国の約半数に当たる5,000の中学校区での実施を目指しています。現在、中学校では、学習のおくれや学習習慣が不十分な生徒に対する支援として、放課後に個別指導を行ったり、必要に応じて家庭との連携を図ったりしております。また、夏休みや冬休み中にも、希望に応じて学習相談や個別指導を行っております。

地域未来塾は、学校支援地域本部が運営する場合にはその立ち上げから必要になってまいります。また、大学生、教員OBなどの確保やその開設、運営に係る経費、学校施設の使用管理のあり方、家庭や子供からの希望の有無や個人情報等の管理を含め、今後総合的に調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 久津那財政課長。

○財政課長（久津那良幸） それでは、地方公会計制度導入についてお答えします。

このたびの新公会計制度の導入は、決算資料について、これまでの書類に加えて新たに統一的な基準に基づき複式簿記による財務書類の作成を行い、現在の現金主義会計による

予算決算制度を補完するものです。財務会計伝票を作成する段階から、日々仕訳による複式簿記を採用するものではありませんが、これにより現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中・長期的な財政運営への活用が期待されています。こうした財政情報は、町政に対する町民の理解を深めるだけでなく、職員のコスト意識へつながるものと認識しています。そのため、予算編成等に積極的に活用し、限られた財源を有効活用するとともに、財政の透明性を高め、効率化、適正化を図っていきたいと考えています。

このたびの新公会計制度導入に向けた人材育成と研修については、現在も財政課の担当者が、愛媛県庁や県の研修所での研修会、また市町村アカデミーでの研修に参加しており、今後も継続して参加いたします。専門指導員の導入については、限られた時間、限られた職員数により松前町全体の資産の整理や把握を行い、財務書類を作成する必要があるため、可能な範囲で専門事業者と連携して実施したいと考えていることや、財務書類の作成には、国が無償提供している標準システムの活用を予定していることから、専門指導員の導入は現在のところ考えていません。今後のスケジュールについては、平成28年度中に固定資産台帳を整備して資産の整理を行い、平成28年度分の決算から財務書類を作成して、公表することとしております。

新公会計制度導入の現状における問題点としては、町が保有する固定資産について、取得価格や耐用年数、統一的な基準による評価額などのデータを網羅した固定資産台帳の整備を行う必要があり、一定の基準のもとでの評価が必要となり、その事務量は膨大で費用がかかることが大きな問題点の一つです。必要な費用の2分の1は特別交付税による財政支援があるものの、町財政にとっては新たな負担となり、今後も続くこととなります。また、新公会計による財務書類の作成は複式簿記によらなければならないため、その分野の知識、ノウハウが乏しい点も問題点の一つですが、研修による人材育成や先進市町との情報交換により対応していきたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 塩梅国民体育大会準備室長。

○国体準備室長（塩梅 淳） それでは、私からは2017えひめ国体についてお答えをいたします。

愛顔（えがお）つなぐえひめ国体松前町実行委員会で決定をいたしております松前町町民運動基本計画の運動目標についてのお尋ねでございますが、1つ目、2、心のこもったおもてなしで温かく迎えように関して、おもてなしとしてはどのようなものを企画しているのかとの御質問につきましては、各地区住民、児童・生徒による応援観戦、大会会場内への児童・生徒が手づくりする応援のぼり旗の設置、また無料ドリンクコーナーと町の特産品を提供するおもてなしコーナーを設置する予定としております。おもてなしコーナーの具体的な特産品につきましては、今後検討をしております。

2つ目の3、松前町の魅力を全国に発信しように関して、産業の魅力としてどのようなものを発信する考えかとの御質問につきましては、既存の観光、物産パンフレットを利用して、全国シェアのトップを占める海産珍味や裸麦などの農産品を紹介し、大会会場内には、町内を代表する製品の売店などのPRブースを設置する予定としております。

3つ目の4、美しく快適な大会環境をつくろうに関して、地域のクリーンアップ活動や花いっぱい運動についてはどういった住民組織に協働を呼びかけしているのかとの御質問につきましては、まず地域のクリーンアップ活動については、住民参加で毎年行っている郷土を美しくする清掃を地域のクリーンアップ活動と位置づけていますが、これに加え、国体開催の平成29年度は、競技会場の周辺地域住民と競技団体との御協力を得て、会場周辺のクリーンアップ活動を実施したいと考えており、今後検討をしております。花いっぱい運動については、小学校、中学校に選手への応援コメントを付したプランターの植栽を依頼する予定としております。

今後、国体開催まで、さらに先催県の事例や専門委員会の御意見などを踏まえて検討を進め、準備に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

それでは、再質問ということで、まず地域未来塾について基本的にこれから立ち上げていろいろ検討して、実施されるということよろしいでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 先ほども答弁で申し上げましたとおり、さまざまな条件があります。それで、ほかにも全ての子供たちを対象とするのか、また経済的に困難な子供たちにするのか、その場合には困難な子供たちにとってそのことがわかるということがプレッシャーになって出てこれない、あるいは中学校1年生から3年生までであれば部活動等の調整も必要です。基本的には、全ての子供たちが小中高と連続して豊かな教育を享受ができることが基本だと思っています。

ほんで、こういう事業を立ち上げる場合にはどうしても1年から2年ぐらいの準備期間が必要であり、先進県であるとか、県内に出てくるであろう先進地域、今申し上げましたような諸条件を十分調査して、実施するならやはり中・長期的に子供たちを支えていきたいと。ですので、その調査研究を踏まえて判断をいたしたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） そういうことで、私も解釈いたします。

これの大前提が、極端に言いましたら、小学校から中学校までを対象とした話であります。28年についてはですね。その中で、今限定的に中学校対象ということになります。し

かも、先ほど言われてましたように、貧困でということがわかるのが嫌だと、そういう危険性もあります。事例で出しましたのは希望者という形にしておりますので、その点は希望者ということですから、全学生というものを対象にしております。大前提は。そのところをいろいろな形で御検討いただいて、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

先日参議院の予算委員会でも、全国的にボランティアの無料塾がふえているがとの質問に対して、地域未来塾の推進を図っていくとの答弁もございました。全国的にそういう形でありますので、教育の町松前町でありますので、率先して取り組むべきではないでしょうかということで、御質問させていただきました。これには助成制度が設けられておりますので、これをうまく活用していただきたいというふうに思います。

次、国体については御説明いただきましたので、町民のある方から、これは定年退職されて間もない方からボランティアでも何でもやることないんかな、退職してから体力保持でフィッタに行っているが、地域に貢献することができ、時間と体を使いたいんだがというお話もございました。そういった意味で今までは、私もそうですが、町外の会社を定年退職した方々は今までどうしても地域とは疎遠でございます。地域デビューするのも意外とできにくいという状況もございます。そういった意味で、国体を機会にこういった元気な方々を糾合していってはどうかということがございます。今までその質問の中で、いろんなところを対象とされてるというふうに思いますが、こういう方々もおられますので、そういう方々にもお声をかけるという方策というか、地域組織を通じて糾合していただいたらというふうに思います。

それと、これに関しまして次は国体に関してであります。3点についてお答えいただきました。産業の魅力として、あるいは全てにまたがることではあります。松前町の特徴のある産品をいろんなブースで販売されるとかということをお聞きいたしましたけれども、今までのものをいわゆる物産展で展示するというに加えて、新たな地産品を開発して、それをその新産品の発表の場として国体の場を活用するというお考えはないでしょうかということをお質問申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） 産業課としまして、特産品の開発、6次産業化、あと販路拡大等についても今検討しておりますので、ぜひ今後もそれに向かって進めていきたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 塩梅準備室長。

○国体準備室長（塩梅 淳） もう一点、退職された方のボランティアというお話がございましたが、今現在ホームページ等を活用しましてボランティアの募集をしておりますので、そちらを利用してまた申し込みをしていただいたら、かなりの数のボランティアさ

んを必要としておりますので、お声がけをしていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ホームページのお話になりましたが、これは意外となかなかホームページまで入ってくる、なおかつホームページの中でそこにたどり着くのにはちょっと時間がかかる、私でもやっぱりホームページに入って、自分の目的とするところにたどり着くのにはいろいろ操作しないとけないというところがございます。ですから、その発想についても当然あれなんです、もっと地域組織というか、そのあたりに投げかけて、老人会もでございます、そのあたりでそういうことを伝えるという方法も考えられてはいかかかというふうに思いますが、現実今はそういう手だてはやっておられますでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 塩梅準備室長。

○国体準備室長（塩梅 淳） 今年度につきましては、地区別人権教育懇談会のほうで、うちのほうからポスター、社会教育課の所管になりますので、ポスターそれからボランティアの募集要項等を持たせて、ボランティアの募集をしておりますという形をお願いをしております。先ほど言われましたように、ほかの方法もまた検討しまして募集をかけていきたいと考えておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） では、最後に地方公会計制度について再質問をさせていただきます。質問というか御紹介という形になろうかと思ひます、読み上げますので。

まず、この地方公会計制度で、一番効果というか先陣を切って非常に効果があったところについては東京都がございます。東京都は、バブル崩壊後、税収の大幅な落ち込みで財政が悪化、財政再建団体に陥る寸前の状態でありました。こうした中、都は財政状況を正確に把握するため、1998年決算から機能するバランスシートを公表した結果、多摩ニュータウン事業の損金などの多額な隠れ借金が明らかになりました。2006年度は、全国に先駆けて複式簿記発生主義を取り入れたバランスシートを作成、都財政の一段の透明化を推進、今では1兆円もあった隠れ借金をおおむね解消しただけでなく、都職員のコスト意識が高まり無駄遣いが減ったほか、将来を見据えた財政運営を行ってきたということであり

ます。こういった事例をもちましても、真剣にこの公会計制度に取り組んでいただきたいということでございます。ほかに事例も申し上げようと思ひましたんですが、質問の内容にないというお声もありましたので、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 7番村井慶太郎、議長の許可を得ましたので一般質問を行い



たいと思います。

まず最初に、JR北伊予駅周辺整備、これも前議員がかなり質問されて、また同じようなことを聞くようなんですけど、もともとのJR北伊予駅周辺整備、これは松山の高架化をしようというんで貨物基地が邪魔になるもので、これをどこかに持っていかうやないかということで松前に白羽の矢が立って、貨物基地を松前町に持っていくんやということで、それでそういう迷惑施設を持っていくもので、何か地域に要望があったら出してくれということで、伊予市と松前と、それと多分北伊予の各部落の人を呼んで、何か要望があったら言うてくれと。ほいで、もともとは松山市がするんやったけど、規模が大き過ぎるんでこれはもう県の事業にしましょうということで、愛媛県が何か要望があったら言うて下さいよと、聞き入れるところは聞き入れましょうと、できる工事はやりましょうというように進んできた工事なんですよ。ほいで、多分部落の人なんかは、おお、県がただでやってくれるんやけん、あれも言えこれも言えというて要望をいっぱい出した。でも、県もできる事業とできん事業があるんで、分けてこれはできません、これはできますよちゅうことで、その中にこの自由通路が1つあったわけですよ。

ですから、地域の要望も多分ただでしてくれるんならやってくれというんがもともとの原理やったもんですよ。ほいで、だんだんそれが尾ひれはひれがついてきて、多分要望を出した人も、こんな今町長もこれ推進やりましょうよというんやけど、5億円ぐらい要るんやというようなことで、多分そんなにお金がかかるとは思っていないんで、ただでしてくれるんなら要望的に出したものが今大きなこういうふうなことになって、事業費もかなり大きくなって松前町の負担もかなりのものがあるんですが、ここで1つ聞きたいんは、ですから最初県の要望やったんが、松前町単独でやるんやというような経緯が今までの特別委員会なんかでも出てきとんですけど、僕は町長に聞きたいんは、そのとき町長は地方局長やったと思うんですが、周辺の部落の要望、部落のある一定の議員が言うからこれをやったんかどうか、ここを再確認でちょっとお聞きしたいんがまず1点目。

それと、大体迷惑施設、貨物基地が来るんに迷惑施設が来るんじゃと。ほいたら、鶴吉地区に来るんですけど、そこで松前や伊予市を呼んで、県が要望を受け入れましょうということなんですけど、一番迷惑なんは、確かにJRの貨物基地が来るんも迷惑なんですけど、僕らは特別委員会で有志一同でJRへ行きましたよ、本社のほうに。そのときに、本社の人も言うてくれました、今遮断時間がかなり長いでしょうと。ほいで、これ通告書にも書いとるように、1回の遮断時間で鈍行が通るときは3分15秒ぐらいですか、遮断するときもあるんですよ。1日延べ平均して3時間20分ぐらい、ほいでJRの回答によりますと、松前町の回答は貨物基地が来るといっても本数がふえることはないんやと、そういう説明を受けました。受けた後、JRに行きました。JRの職員さんは言うてました、あれ役員さんやったかな、何を言いよんですかと、ふえんことないでしょうと。貨物基地が

行くんやけん、ふえんことないですよと。今、多分九十何本ぐらい走りよんやけど、150本ぐらいになるんですよと。ふえて当たり前で、ふえんことはおかしいというてJRの人に言われて、JRの答えは大体150本ぐらいの列車が通過しますよということで、これを単純に計算したら、遮断時間1日延べ5時間、松前に踏切は4つありますよね。中川原、出作、神崎、それと横田、あそこら4カ所あるんですけど、確かに自由通路もいいですよ。でも、この踏切の遮断時間、これをもうちょっと解消するには、JRの人が言うには、コンピューターでまたすぐ制御できるんですよと。鈍行と特急に分けたらかなりの短縮時間になるんやということをお教えいただいて、これをやっていただくと万人向けするんですよ。もう何万人の人がこの踏切を通過するか、このほうがこれをやってもらうことによってやっぱり費用対効果、金額は何ぼ要るかわかりませんが、万人が通るこのJRの踏切に対してこういうことを松前町が言えるのか、そして町が言えんのやったら、県やJRと松前町が交渉して、どうにか遮断時間の短縮というのを求めることができないかどうかというのを第1点目にお伺いしたいんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 村井議員の御質問にお答えをいたします。

JR北伊予駅周辺整備についての御質問でございました。

JR北伊予駅は駅の東側に駅舎がありまして、駅の西側の地域から北伊予駅を利用するためには、駅から300メートルほど離れた踏切まで迂回をしなければなりません。また、車両基地等の移転に伴いまして、回送列車や貨物列車の便数が増加をいたします。踏切の遮断時間が大幅に増加することになります。

このことから、予讃線による地域分断の解消、将来の北伊予駅周辺のにぎわい創出のためにはどうしても自由通路の整備が必要だと判断し、事業化しようとするものでございまして、決して特定の方の要望によって事業を実施するものではございません。

次に、踏切の遮断時間につきましては、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準によりまして、列車が踏切に到達する35秒前には警報機を鳴らし始める必要があるんだそうでございます。このため、特急が踏切に到達する35秒前の地点にセンサーを設けまして、列車が通過したときに踏切の警報を鳴らす仕組みとなっておりますことから、速度の遅い普通列車が通過する場合には踏切の遮断時間が特急と比べて長くなると、こういうことになってございます。こうした状況を解消するために、JR東日本やJR西日本などの都市部では、遮断時間の調整が行える踏切の導入が始まっているようでございますけれども、JR四国が使用しております列車の運行を管理するシステムのままでは、通過列車を識別して遮断時間を制御することができないとのことでございました。

今後は、愛媛県を通じて、遮断時間の調整が行えるシステムの研究開発を行うよう、J

R 四国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 答弁ありがとうございました。

諸般の報告でも、町長は将来の松前町のためやと、北伊予の発展のためにどうしてもこれをつけたいんやということで、今までの経緯も把握してそれをやっっていこうということで、J Rの汽車より牽引力が強いかなというところで、僕も感銘は受けておりますよ、町長。

ある程度疑義があったんですけど、これかなり大きな事業なものですから、僕はやっぱりこういう大きな事業をすると批判もかなり出てくると思うんですよ。でも、そこで町長の公約どおりぶれないんやと。私はぶれませんよと。やると言うたらやるんやということで、強い意志を持ってやるということで、私もそこはある一定協力しようかなとは思ってますけど、この遮断時間、町長もある程度調べられてはもろうとんですけど、何か僕らJ Rに行ったときにはJ Rの役員さんがそういうようなことを言うて、コンピューターですぐできるんじゃぐらいな話やったんですけど、やっぱりこれ今聞いてみますと、特急で35秒前に遮断してしまうということは、多分向こうにも35秒ぐらい行ったところで、だけん1分10秒ぐらいの遮断時間ですよ、特急なら。30秒手前で遮断するんでしょう。35秒前に踏切が遮断するということは、多分手前35秒、ほいで行ってから35秒ぐらいであいて、開放すると思うんですよ。1分10秒ぐらいですかね。特急ならそれぐらいの時間、ほんな鈍行なら同じような特急の35秒前というたらかなりの長い、鈍行ならなるんで、県とJ Rとこれからまた交渉してくれるということですけど、松山市は松前にはお荷物的な貨物基地が来るんですよ。ほいで、重信川松山市寄りはかなり高架化も進むし、ロングレール、その設置もあるんですよ。その割に、川から南の松前町、伊予市、J Rとしてか県としてか、余り優遇はないんですよ。松山市はロングレールにもしますよ、高架化しますよということでかなりのあれをしとんですけど、松前町には特典というのが余り見られんもんで、そんなところを強く県なりJ Rなりに要望して、今後やっていていただきたいと思うんですけど、そこらは町長、どういうふうなお考えですかね。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） これまでに、このJ Rの貨物駅移転に伴う周辺整備ということでそれぞれの市長が要望し、整備をされてきた中で現在の事業ができておるんだらうと思しますので、その経緯については、実は私も十分には経過については承知をしておりますが、今のお話に出ましたロングレールについては、松山駅周辺の住宅密集地の部分で、便数がふえることに伴って騒音が増すということで、ロングレールをすることによって少しその騒音を抑えようということで、住宅が線路に近いところ、石手川堤防から南あたり、

あのあたりについてそういう配慮をすることで、ロングレールの採用をしたというようなことは聞いております。

そのほか、こちらのほうでは新駅ができるようなことも要望に基づいてされておるということは承知しておりますが、そのほかは今回のこの自由通路などにつきましても、周辺整備ということで通常よりも有利な補助率が適用されておるといふふうに理解をしておるところでございます。

先ほどからちょっと話は変わりますが、レールの話、35秒というのはその前が35秒で、通り過ぎた後35秒あかないかというのはちょっと私は承知しておりませんが、多分すぐあくんじゃないかと思いますが、ただ特急で35秒前にあくわけですから、そのスピードより半分のスピードの100キロで走っているやつが35秒とするならば、時速50キロであるならば35秒の倍待たないかんということになるということで、普通列車になれば長い遮断時間になるということでございます。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） よくわかりました。ありがとうございました。

それで、僕が言いたいのは、そら確かに鶴吉、神崎、出作は踏切をつくってくれたんだったかな、そういうようなことで、言うたらお土産商法ですよ、県の。言うたらお荷物が行くんで、何か手土産がわりに何でもしますよということで、希望が上がったという最初の経緯なんですけど、僕は地域の間人なんやけど、中川原の踏切、何かこれはもう苦情もかなり出とんで、言うたら南部分についてはかなり川も整備し、道路も整備しということでやっとなんですけど、中川原地区の踏切については何にもやってないんで、最低限やっばりこのコンピューター制御を強く要望していただいて、なるべく早い時期に、そしたらもうこれ本当みんなのためになって、費用対効果としても何万人がこれ便利かなということで、今後これ多分150本ぐらいふえるんで、1日5時間ぐらいの遮断時間になるんですよ。先ほどの議員じゃないですけど、一日も早くこの遮断時間の解消、これをまた県やJRと町長、ぜひお話しして、一日も早い達成をお願いします。

そういうことで、私の一般質問は終わらせてもらいます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後1時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 城 村 ト キ 子

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎



3月18日（第4号）

平成28年松前町議会第1回定例会会議録

平成28年3月18日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 中 矢 博 史 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総務部長兼<br>総務課長 | 金 子 知 芳 |
| 保健福祉部長        | 高 橋 昌 志 |
| 産業建設部長        | 升 田 年 紀 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 岡 本 明   |
| 財 政 課 長       | 久津那 良 幸 |
| 財 政 課 技 監     | 瀧 本 精 一 |
| 税 務 課 長       | 島 田 恵 介 |
| 国体準備室長        | 塩 梅 淳   |
| 福 祉 課 長       | 大 政 哲 志 |



|             |           |
|-------------|-----------|
| 町民課長        | 西岡  きわ子   |
| 保険課長        | 久津那  延  幸 |
| 健康課長        | 山本  有  三  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙  三  |
| 産業課長        | 徳居  芳  之  |
| 上下水道課長      | 忽那  俊  幸  |
| 会計課長        | 松岡  芳  弘  |
| 学校教育課長      | 合田  光  隆  |
| 社会教育課長      | 富田  徹     |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |          |
|-------------|----------|
| 議会事務局長      | 大政  博  文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波  晴  樹 |

平成28年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.4

|       |                                                                                                                 |          |    |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|       | 平成28年3月18日(金)                                                                                                   | 午前10時30分 | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                                                      |          |    |
| 日程第2  | 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」<br>の採択を求める請願書                                                                  |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                                                                   | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第3  | 請願第2号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域<br>経済の振興を求める請願                                                                 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                                                                   | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第4  | 議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例                                                                                 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                                                                   | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第5  | 議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例                                                                                |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                                                                   | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第6  | 議案第9号 松前町行政不服審査会条例                                                                                              |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                                                                   | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第7  | 議案第10号 松前町税条例等の一部を改正する条例                                                                                        |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                                                                   | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第8  | 議案第11号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運<br>営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                                                   |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                                                                     | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第9  | 議案第12号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設<br>備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係<br>る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等<br>を定める条例の一部を改正する条例 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                                                                     | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第10 | 議案第19号 平成28年度松前町一般会計予算について                                                                                      |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                                                                     | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第11 | 議案第20号 平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算について                                                                                |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                                                                     | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第12 | 議案第21号 平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について                                                                               |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                                                                     | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第13 | 議案第22号 平成28年度松前町介護保険特別会計予算について                                                                                  |          |    |

|       |               |                                  |    |    |
|-------|---------------|----------------------------------|----|----|
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                               | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第23号        | 平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算について       |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                               | 討論 | 採決 |
| 日程第15 | 議案第24号        | 平成28年度松前町水道事業会計予算について            |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                               | 討論 | 採決 |
| 日程第16 | 議案第27号        | 土地改良事業の施行について                    |    |    |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                               | 討論 | 採決 |
| 日程第17 | 議案第28号        | 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |    |    |
| 上程    | 提案理由説明        | 質疑                               | 討論 | 採決 |
| 日程第18 | 議案第29号        | 副町長の選任について                       |    |    |
| 上程    | 提案理由説明        | 質疑                               | 討論 | 採決 |
| 日程第19 | 議案第30号        | 松前町教育委員会委員の任命について                |    |    |
| 上程    | 提案理由説明        | 質疑                               | 討論 | 採決 |

午前10時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

8番藤岡緑議員、9番加藤博徳議員、以上兩名を指名します。

~~~~~

日程第2 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

日程第3 請願第2号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める請願（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書及び日程第3、請願第2号公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める請願を一括議題とします。

総務産建常任委員長の報告を求めます。

総務産建常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る3月2日の本会議より、当総務産業建設常任委員会に付託されました請願第1号及び請願第2号について、審査の内容とその結果について御報告いたします。

最初に、請願第1号は、労働者4人に1人がワーキングプアであるため、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、中小企業への支援策を拡充し、労働者の最低賃金を1,000円以上に引き上げ、賃金の地域間格差の縮小を図るよう国に意見書の提出を求めるものです。

審査において、政府が地域間格差を縮小するための施策を進めることについては評価ができる。しかし、最低賃金を1,000円以上に引き上げることは、労働者にとっては所得が上がり、生活にゆとりができるが、経営者側から考えると、人件費の増額に伴い、雇用の削減、削減に伴う労働者1人当たりの仕事量の増加、海外への移転企業など懸念事項が生じてくる。景気回復による賃金の引き上げの経済理論が背景になければならない。地域によって物価が異なっているのに、地域格差を是正して全国一律最低賃金を上げるのは、物価が高い地域における実質賃金が低くなり不平等となる。一律というのは現実的でなく、

地域に応じて上げるべきである。いきなり賃金を1,000円に引き上げることは現実的に無理がある。経済状況を考慮して段階的に上げていくべきであるという意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で不採択と決しましたので御報告申し上げます。

次に、請願第2号は、松前町における公共工事や委託事業において、極端な低額契約によって労働者の賃金が低下したり、工事やサービスの質が低下することを防ぐため、適切な賃金、労働条件を確保する公契約条例の制定を求めるものです。

審査において、松前町においては、最低制限価格を設定するなど適正に事務が実施されている。業者や町民から苦情なども出ていないので、現状で対応できている。条例を制定すると、履行の確認などの事務がふえる懸念があるとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で不採択と決しましたので、御報告申し上げます。

以上で請願第1号及び請願第2号の報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

請願第1号について質疑を行います。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 委員長の報告について質疑もありますが、質疑の前に、私もこの請願第1号、これについては紹介議員として名前を書いているわけですけど、委員長に、私も紹介議員に名前を書いとるんで委員会に出席すべきかどうか問いました。そのとき、委員長は私に事務局に聞いてくれと、こういうことを言われましたよね。それで、いやいや私はあなたが委員長だから、委員長のあなたに聞いてるんやと。事務局に聞くんなら、委員長のあなたが聞いたらええんじゃないんかというようなことで、ほいでまた後2回ぐらい、その後も出てええんかどうか、出るべきなんかどうかと問いましたが、何の答えも、きょう最終日を迎えていまだに何の回答もありません。委員長、ここはどういうふうにお考えなんですかね。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑委員長。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） お答えします。

その後、事務局のほうにお聞きしましたところ、今回は金澤議員が代表で紹介議員ということで出て、村井議員は傍聴なり、そういうことであそこの席には座られないということを知りましたので、ああ連絡が行ってるのかなというふうに私のほうが解釈しましたので、それを直接私が村井議員のほうに言わなかったことについては、ここの場でおわびを申し上げたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 私が委員長に聞いたんですから、委員長から私に何らかの返

事が欲しかったということで、一応おわびもしていただいたんで、その件はその件といたしまして、委員長報告に対して1点質問があるんですけど、私も紹介議員として、この委員会には所属してませんが傍聴席で座っておりました。そのとき、請願第1号、この案件について、一番最初に紹介議員の金澤さんがある一定の説明をしました。その後に、質疑がありませんかということで一番に手を挙げたのが議長ですよ。議長が手を挙げて、非正規雇用とは何ですかと、こういう質問を金澤議員に投げかけました。非正規雇用と正規雇用は何が違うんぞと、金澤さんもまあ優しいんかどうか知りませんよ。でも、そこで答えました。正規雇用以外ですというような、私は傍聴してて余りにも恥ずかしい。たまたまこれは一般町民が傍聴に来てなかったですよ、この日は。でも、町民に対して、そうでしょう、もう議長も4期目を迎えて、議長経験もこれ2期目なんですよ。そういう議員が非正規雇用とは何ぞやと、こういう質問を、委員長、これ私ちょっと町民に聞かすと恥ずかしいかなというようなところで、この委員会の記録も残るし、一生議事録に残ってしまう。こういうことじゃ、議会としても恥ずかしいと思うんでね。この発言の取り消し、これを求めたいと思うんですが、委員長としてはどう思われますか。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑委員長。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） お答えします。

私は委員長として、質疑の内容について各委員が発言することについてはその権利があるわけですから、発言されていいと思います。ただ、その中身は、事前にこういうことを聞きますというのは聞いておりませんので、そのときに出された内容が、村井議員にとってはどうか、町民にとってはそういうふうに聞こえるかもしれませんが、私はそこでとめるということはちょっとできなかつたんで、それを取り消すとか取り消さないということについては、委員会としては一応もう終わっておりますので、そのことについてあえて御本人さんが取り消してくださいということもないので、これは取り消さなくてもいいんではないかなと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） これで3回目ですので、取り消さないでいい、委員会が終わりましたのでちゅうことですが、発言の取り消しは会期中ならいつでもできるんですよ、これ会期中に限るということで。

それと内容、それは私だけかもしれませんが。非正規雇用とは何ぞや、僕は町民に聞かせて恥ずかしいかなと。それと、議員必携、発言の欄に注意したい発言、ここにちょっと読ませていただきますよ。住民代表としてふさわしくない発言は、議会の品位を落とし、議会の権威を失墜することにもなると。もう一回読みましょうか。住民代表としてふさわしくない発言は議会の品位を落とす。ほいで、この下にも、発言の取り消しとかそういうようなことで会期中に限るとかということを書いとんですけど、会期ももうきょう最終日

なんですよね。暫時休憩があるかどうか知りませんよ。議事録に載るんですよ、これ一生残りますよ。

ですから、私そういうふうな恥ずかしい質疑、こういうことは今必携を読ませていただきましたけど、その中に当てはまるというか、僕はドストライクかなと、ど真ん中かなと思うんで、委員長として暫時休憩があるかどうか知りません。閉会してしまうと、これ取り消しもできません。ですから、休憩中に御本人とお話しされて、取り消したほうがええんじゃないかどうか決めて、やっていただきたいなど。委員長の御意見を伺います。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑委員長。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） そのことについて即座にはちょっとお答えできかねるので、休憩いただけたらと思います。

○議長（岡井馨一郎） そしたら、一応今のことはお伺いしておきまして、次の休憩をとったときに協議させてもらったらと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） それでは、質疑はなしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

請願第1号を委員長の報告どおり不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議がありますので、採決を行います。

請願第1号を委員長の報告どおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

請願第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

委員長の報告どおり不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議がありますので、採決を行います。

請願第2号を委員長の報告どおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡井馨一郎) 起立多数です。したがって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第4、議案第7号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 去る3月2日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、町長、副町長、教育長の給料月額を引き続き10%減額するものです。

審査の過程において、削減率10%の根拠に対する質疑に対し、合併をせず単独でのまちづくりに伴い行った平成17年度からの行政改革の一環として取り組んだもので、10%の削減は前町長の強い意志により決定したものであるとの答弁がありました。

委員より、特別職の給料は適正な額であり、いつまでも削減するのではなく、全力で住民の福祉の向上に取り組んでほしい。当面、副町長は1人との意向なので、行政改革の取り組みは十分である。来年は十分検討してほしい。また、町長がかわってすぐにやめるのもいかがと思うので、二、三年後に検討してはどうかなどの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(岡井馨一郎) 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

日程第6 議案第9号 松前町行政不服審査会条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び日程第6、議案第9号松前町行政不服審査会条例を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る3月2日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第8号及び議案第9号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第8号については、行政不服審査法の施行に伴い、不服申立ての審査請求への一元化、行政不服審査会への諮問手続など、審査請求手続が改正されたことにより、関係条例を整備する条例を制定するものです。

審査の過程において、法律の施行に伴う改正内容に関する質疑に対し、行政不服審査法の施行に伴い、関係する6本の条例の字句の改正及び審査請求に関する条文の追加や改正を行っているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第9号について、行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会への諮問手続が義務づけられたことにより、行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

審査の過程において、審査会の委員についての質疑があり、委員は専門的な知識が必要であるため、松前町情報公開・個人情報保護審査会の委員を委嘱する予定であるとの答弁がありました。

審査の公平、公正の担保に関する質疑に対し、審査会の委員は有識者であり、専門の方

が十分議論をした結果を尊重して裁決を行うことにより、公平、公正が保たれるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第8号及び議案第9号の報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第8号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第10号 松前町税条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第7、議案第10号松前町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る3月2日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、平成27年度税制改正における地方税法の改正に伴い、徴収猶予に関する規定を追加し、また、平成28年度税制改正の大綱に基づき、個人番号の取り扱いについて改正するものです。

審査の過程において、徴収猶予の要件についての質疑があり、納税者が風水害や火災などの災害に遭った場合、事業を休止した場合、著しい損失を受けた場合などの状況が把握できたときであるとの答弁がありました。猶予による徴収率低下の懸念についての質疑に対し、納税者が猶予した期限内に速やかに完納することを規定しており、また相手の状況を踏まえた措置要件であるので、徴収率の低下は生じない。猶予に伴う延滞金については、地方税法の規定を適用するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第11号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第8、議案第11号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月2日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の一部が改正され、地域密着型サービスとして新たに地域密着型通所介護が創設されることに伴い、運営基準を規定するものです。

審査の過程において、改正による影響に関する質疑に対し、サービス内容に変更はない。県条例に基づき、県が指定、指導していた7つの事業所を、この条例改正により町が直接指定、指導する立場になる。町が負担する費用については変更はないとの答弁がありました。

また、条例改正後、事業所の利用対象者が松前町民のみになるが、現在入所している町外の方の扱いについての質疑に対し、現在入所されている方は引き続き利用が可能であるとの答弁がありました。

また、事業所の指定方法に関する質疑に対し、医師や大学教授、町民代表などから構成される介護保険事業運営委員会において、基準を満たしているか判断するとの答弁がありました。

また、事業所への指導体制に関する質疑に対し、定期的に実地指導を行う。また、避難訓練については、各事業所で最低年1回、消防署などと協力して実施し、その結果を運営推進会議で評価することとしているとの答弁がありました。

委員からは、事業所の状況を的確に把握し、公平、公正な指導に努めてほしい。また、町民が事業所の情報を確認できるよう、情報公開を適切に行ってほしいとの意見が出されました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第11号について質疑を行います。

○7番（村井慶太郎議員） 7番。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。文教厚生常任委員会の委員ですね。

○7番（村井慶太郎議員） はい。

○議長（岡井馨一郎） それで、本会議最終日の委員長報告に対しては、その委員会に所属する議員は質疑しないこととするという、これ平成27年9月3日の全員協議会で申し合わせ事項で、全員で。

○7番（村井慶太郎議員） 昭和22年に決まったこと。

○議長（岡井馨一郎） 27年9月3日です。

○7番（村井慶太郎議員） 昭和ですか。

○議長（岡井馨一郎） 平成27年。

○7番（村井慶太郎議員） ああ。平成27年にね。ああ、わかりましたよ。

○議長（岡井馨一郎） そやから、そういうことで。済いませんがよろしく願います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第12号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第9、議案第12号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月2日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、厚生労働省令の一部が改正され、介護予防認知症対応型通所介護において新たな基準が設けられたことに伴い、運営推進会議に関する規定等の追加をするとともに、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、地域との連携や運営の透明性をどのように確保するのかとの質疑に対し、運営推進会議において、区長、民生委員、介護相談員等さまざまな立場の方に意見や助言をいただき、適正な運営につなげる。また、会議記録等は公表が義務づけられているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第12号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第19号 平成28年度松前町一般会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第11 議案第20号 平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第21号 平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第22号 平成28年度松前町介護保険特別会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第23号 平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第24号 平成28年度松前町水道事業会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第10、議案第19号平成28年度松前町一般会計予算について、

日程第11、議案第20号平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算について、日程第12、議案第21号平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第13、議案第22号平成28年度松前町介護保険特別会計予算について、日程第14、議案第23号平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算について及び日程第15、議案第24号平成28年度松前町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長早瀬武臣議員。

**○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員）** 去る3月3日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第19号から議案第24号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第19号平成28年度松前町一般会計予算は、総額を99億1,224万1,000円とするもので、前年度に比べ6億5,607万円増となっています。

歳入予算の主なものは、町税が43億3,018万3,000円、地方消費税交付金が5億3,000万円、地方交付税が13億1,700万円、国庫支出金が12億3,489万2,000円、県支出金が7億5,848万3,000円、町債が8億6,710万円です。

目的別歳出予算の主なものは、総務費が12億5,285万4,000円、民生費が38億4,133万円、土木費が9億9,151万8,000円、教育費が9億240万1,000円、公債費が10億3,890万5,000円です。

審査の過程において、総務部所管については、おしゃれなまちづくりについて質疑があり、町長の公約を実現するため、各種事業を実施する際におしゃれ感覚を付加し、町内各所におしゃれな空間やポイントをつくり出すことにより、若い世代に住んでみたいと思ってもらえるまちづくりを目指すものである。具体的には、まちづくり女性会議において議論をしていただき、その意見をもとに職員において検討した内容を、おしゃれなまさき審査委員会で審査してもらう予定で、審査委員会のメンバーは、デザイナー、大学教授、子育て中の女性などを想定しているとの答弁がありました。

次に、防災士養成講座について質疑があり、現在各地区に数名の防災士がいるが、さらなる安心・安全のまちづくりのために若い人や女性の方に受講してもらい、地域のかなめになってもらうよう独自に講座を開設するものである。受講日数が3日間から2日間に変更され、土日曜日で対応できるため、会社に勤めている方にも受講してもらえるとの答弁がありました。

次に、公共施設等の総合管理計画策定委託について質疑があり、平成27年度は現状の公共施設の分析を、平成28年度は類型別の分析を行い、その後管理計画の具体的な内容について協議を行っていくとの答弁がありました。

次に、情報管理費における自家発電機設置工事について質疑があり、ディーゼル発電機

を庁舎西側に設置し、電算室とサーバー室の機械と業務用パソコンを数台稼働させることにより、長時間の停電時でも業務を継続して行うことができるようにするものであるとの答弁がありました。

次に、えひめ国体リハーサル大会に係る費用について質疑があり、県の補助は競技に係る標準経費の2分の1で、各市町が行うおもてなしに係る経費については全て町費で賄うため、実費に係る経費に比べ補助金が少なくなるとの答弁がありました。

次に、産業建設部所管については、災害時協力農地について質疑があり、それぞれに契約期間はあるが、農地所有者から特に申し出がない限り引き続いて更新となるとの答弁がありました。

次に、町道西古泉筒井線道路整備事業に係る環状交差点について質疑があり、平成28年度は用地代と物件補償費を予算計上し、工事については平成29年度を予定しており、工事期間中は警備員を設置して安全確保をしたいとの答弁がありました。

次に、町が実施している老朽化放置建物除去事業と国の特定空家の措置との関係について質疑があり、国の指針では、対象は町内全域となり、特定空家に指定されると最終的には強制的な撤去が可能となる。しかし、町の要綱では、新立地区と本村地区を指定し、国の特定空家に該当する前に、関係者との協議によりスムーズに老朽化した放置建物を除去するものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、給食センター調理等業務委託について質疑があり、食材の購入、メニューについては今までどおり町が責任を持って行い、調理、運搬、洗浄のみを委託する。委託予定業者には、現在のパート職員や町民を優先的に雇用してもらうよう要望している。委託について、3月中に保護者に文書で説明を行い、ホームページでも紹介する。また、4月のPTA総会で説明をいたします。民間委託を行うことにより、今回の予定業者では年間約1,500万円の経費が削減できる見込みであるとの答弁がありました。

委員からは、評判のよい松前の給食の品質を保てるよう、委託業者との連携や業務指導に努めてほしいとの意見がありました。また、全小・中学生に関係するこのような事業については、早目にかつ丁寧に保護者、議会に説明するべきとの指摘がありました。

次に、学校営繕費について質疑があり、優先順位により、今年度は小・中学校のテレビ、音響施設等の設備面の充実を行う。緊急に生じた修繕については随時対応していくとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員の配置基準について質疑があり、支援が必要な子どもについては、県総合教育センター特別支援教育室長や大学講師、医師等で構成する教育支援委員会で審議し、配置しているとの答弁がありました。

次に、公民館の耐震計画について質疑があり、平成28年度は、前年度に行った耐震診断



で目標値を下回った西公民館と北公民館について、2次診断と建てかえ等が必要な場合の費用の見積もりを行う。2次診断の結果を町全体の公的施設整備計画に盛り込み、建てかえ、修繕等の対応を判断するとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、放課後児童健全育成事業について質疑があり、児童クラブの施設整備は、平成28年度は敷地が確保できた北伊予校区で実施する。松前校区は、担当課としては宗意原保育所跡地を考えている。岡田校区については現在プレハブで実施しているが、候補地が見つかり次第早急に整備を進めたい。いずれにしても、小学校6年生までの受け入れ開始となる平成31年度までに体制を整えるとの答弁がありました。

次に、松前・宗意原統合保育所の建設場所について質疑があり、予定地は津波の浸水地域でなく、また交通の便を考慮し選択したとの答弁がありました。

次に、低所得者に対する給付金について質疑があり、臨時福祉給付金は、住民税が非課税で課税者の扶養に入っていない方が対象で、1人当たり3,000円、対象者は6,300人である。年金生活者等支援給付金は、臨時福祉給付金対象者のうち、65歳以上の方や障害・遺族基礎年金受給者が対象で、1人当たり3万円、対象者は5,800人であるとの答弁がありました。

次に、中学生以下の医療費無料化について質疑があり、平成28年中に対象者の保険の種類の調査や保護者への通知、受給者証の発行等を行い、平成29年からの実施に備えるとの答弁がありました。

次に、災害時の医療用資機材について質疑があり、包帯やばんそうこうなどの備蓄品は町が購入するが、原子力事故に備えたヨウ素剤などの医薬品については、医師または薬剤師がいないと購入、備蓄できないため、県へ要請し対応することとなるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第20号平成28年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を39億6,115万4,000円とするもので、前年度に比べ6,266万4,000円増となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税6億5,312万4,000円、国庫支出金7億4,533万8,000円、前期高齢者交付金11億3,715万9,000円、共同事業交付金8億3,435万6,000円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費25億2,098万8,000円、後期高齢者支援金等3億9,081万円、共同事業拠出金8億2,760万1,000円です。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第21号平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億

1,943万3,000円とするもので、前年度に比べ1,617万5,000円増となっています。

歳入予算の主なものは、保険料2億9,404万8,000円、繰入金1億1,885万7,000円です。

歳出予算の主なものは、総務費3,519万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億7,730万2,000円です。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第22号平成28年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を26億5,075万円、介護サービス事業勘定を2,058万1,000円とするものです。

前年度に比べ、保険事業勘定は9,787万8,000円減、介護サービス事業勘定は8万4,000円増となっています。

審査の過程において、総合相談窓口業務について質疑があり、高齢者の困り事相談や介護予防制度の調整などを行うもので、町内の5カ所の民間事業所に設置している。年間の相談件数は1,002件と見込んでいたとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号平成28年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、総額を6億9,712万6,000円とするもので、前年度に比べ4,384万2,000円増となっています。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料1億696万円、繰入金3億39万円、町債2億2,050万円です。

歳出予算の主なものは、建設費2億5,889万6,000円、公債費3億2,540万3,000円です。

審査の過程において、公共下水道整備に対して毎年一般会計から多額の繰り出しを行っている。一方、未整備地区については、浄化槽設置の補助を行っているものの受益に差があるのではないかと質疑に対し、公共下水道を整備した地区は、整備費の一部を受益者に負担してもらい、水質の保全に努めているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号平成28年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億4,835万9,000円、収益的支出4億4,556万1,000円、資本的収入2億2,532万円、資本的支出3億3,909万9,000円とするものです。

審査の過程において、地方債の償還についての質疑があり、水道事業の場合おおむね償還期間は30年であり、借入額は約35億8,000万円で、未償還額が約30億円である。未償還額が多いのは、償還方法が元利均等方式であり、また近年浄水場整備事業により借入が多額であったためであるとの答弁がありました。

また、一般会計からの繰り出しと水道本管の未整備箇所のかんがえ方について質疑があり、

水道管を延ばしたい考えはあるが、末端における水質や水圧の管理、水道管の維持管理、また現在町内約98%の地区において水道が整備されていることを考えると、現状維持となるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第19号から議案第24号までの報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第19号について質疑……。

（7番村井慶太郎議員「暫時休憩を求めます」の声あり）

そしたら休憩、35分まで。

午前11時19分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（岡井馨一郎） 再開いたします。

議案第19号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ただいまから反対討論をいたします。

議案第19号平成28年度松前町一般会計予算のうち、給食センター調理等業務委託事業の予算のみ継続審議にすべきであると考えます。よって、当該予算案に反対いたします。

去る3月15日に行われた予算決算常任委員会における給食センター調理等業務委託事業予算の審議内容は、賛否を判断できる内容ではありませんでした。その理由を以下申し上げます。

第1点、当事者である保護者に対し、説明責任が明確な形で果たされていないことです。予算決算常任委員会での質疑の結果、教育委員会は説明責任を果たしていないことを認めました。また、教育委員会は、議会の予算議決を得た後でないと保護者に説明できないと主張していましたが、これは本末転倒な考え方です。保護者不在の中での決定報告は民意が全く反映されておらず、民主的とは言えません。

第2点、議会の予算議決前に給食センター職員の人事が決定され、既に一部を進行、退職が決定した職員までいることが質疑の中で判明したことです。予算議決が確実と考えた勝手な判断で、既に動いている点が問題です。これは、議会軽視にほかなりません。

第3点、第2点と連動しますが、今回議決してもらわないと給食がとまってしまうなどと質疑の中で教育委員会が述べたことです。これも、教育委員会がみずからの勝手な考え

で決定し、予算議決前に動いていることにほかなりません。町民と議会を軽視し、勝手に動いている点に正当性は全くありません。

第4点、給食民間委託の目的としてコストダウンが強調されますが、当初の説明では50万円ほど安くなるという説明でした。しかし、最終提出予算案では、当初と違う説明を持ち出し、随分金額が高くなっておりました。民営化を取り入れて高くなるのでは、予算議決の判断ができません。もちろん、この中身は町民の方々にも説明できません。

さらに、以上4点に加えまして、4月から給食費が上がることについても、きちんと保護者の方々に伝わっているとは思えません。民間委託と値上げについてどうも誤解があるようです。給食費の値上げについても説明不足と思いますので、この点もあわせて説明すべきと思います。

給食は教育の中の一つであり、食育です。教育の町として食育は大切なことで、保護者との連携が不可欠です。教育委員会は、議決を得た後にこの3月中に保護者への説明や給食の試食会を開くと言っておりますが、予算議決後では民意を無視した事後報告にほかなりません。これは、同時に岡本町長の選挙公約にも逆行することにつながります。

以上、現状のままでは賛否を問える状態ではないという根拠を述べました。本案は、実施を継続審議にした上で、当事者である保護者への説明責任を果たした上、改めて賛否を問うべきだと思います。しかし、るる説明いたしましたが、議会にはこのように理事者が実施する事業によっては議決権がありません。理事者が行う実施方法が、どのような方法であるにせよ条例等で決められているからです。ただ、今回の場合は、数年前から検討していた民間委託事業ですから、関係者には事前に丁寧な説明は必要ですし、やればできていたはずだと思います。

今回、保護者の皆さんに対し明確な説明がないまま、半ば強引に進めることは非常に残念です。このようになると、議員として保護者、町民目線で行動しようとするならば、予算に対し執行しないようにすることしかできません。すなわち、地方自治法上、議員ができるのは予算の議決権だけなのです。保護者の皆さんや町民の皆様、ぜひこの点を御理解いただきたいと思います。だからこそ、私は民主的な解決方法を望む議員ができる唯一の方法として、当該委託事業予算案に対して反対する立場をとります。

議員各位に問いかけます。今回の賛否を問える状態ではない事態を皆さんどのようにお考えですか。議会は何のためにあるのか、また議員は何のためにいるのか、自問自答するのは私だけではないと思います。今回の当事者である保護者の方々を初めとした町民の皆さんから、私たち議員は問われているんです。議会の使命は、議員必携によりますと、理事者が行う事業が全て適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することです。正しい意味での批判であり、町民の立場に立った監視でなければなりません。よって、表決に投ずる一票は町民の立場に立っての真剣な

一票でなければなりませんとあります。

もう一度申し上げます。給食センター調理等業務委託事業予算実施に関しては、予算金額を含め賛否を問える状態ではありません。よって、継続審議をすることを提案いたします。当事者である保護者への説明責任を果たし、じっくり議論の上で賛否をとるべきと考えます。議員各位におかれましては、民主的かつ町民の立場に立った判断をしていただき、御賛同をお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 1番住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 議案第19号平成28年度松前町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

平成28年度当初予算は、松前町の1年間の人件費、扶助費、公債費などの義務的経費、道路や学校等の事業費や消防、和楽園、塩美園など一部事務組合を運営するための負担金など、松前町を運営し、安心・安全なまちづくりのための根幹をなす事業を実施するための最も重要な予算です。予算編成に当たっては、町民の期待に応えられるよう、限られた財源の中で効率的、効果的に予算を作成しております。

また、反対討論でありました給食センター調理等の業務委託については、委員会で説明があったとおり、食材の購入、メニューについては今までどおり町が責任を持って行い、調理、運搬、洗浄のみを委託するもので、今までの給食の内容、質が変わるものではありません。また、調理員は、保育所での調理に従事するため職務内容が変わらず、パート職員については、希望者には委託先に優先して雇用してもらうように要望しており、待遇面でも年収の保障もされているものです。保護者へは、3月中に給食センターの業務委託に関する説明書を送付し、ホームページでも業務委託に関する説明文の掲載を行う。また、4月にはPTA総会で説明を行うとのこと。加えて、行政経費の削減の面では、民間委託を行うことにより、今回の委託予定業者では年間約1,500万円の経費が節減できるとのことでした。

以上のことから、平成28年度松前町一般会計予算は、可決されなければ松前町の行政運営はストップしてしまい、町政、住民の混乱を招くことから、可決しなければならないと考えております。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成討論いたします。

○議長（岡井馨一郎） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第20号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第21号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第22号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第23号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第24号について質疑を行います。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 先ほどは私もちょっと認識不足で、質疑ができんということであれなんですけど、この内容について私も問いたかったのではないんですが、今回の予算決算委員会、私もちょっと所用がありましてある一定退席をさせていただいたんですけど、ちょっとここで委員長に質問があるんですけど、私が退席して、今報告の中で全会一致でちゅうような話なんですけど、私退席しとる、私がおったのに全会一致というんは、こういうふうな言葉が使われていいのかどうか、ちょっと委員長にお伺いします。

○議長（岡井馨一郎） 早瀬武臣予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 出席委員の全員の賛成ということでございますので、全会一致ということで採決ということで、そのとおりだと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 委員長、全員じゃないですよ。僕、退席しとったんですよ。私が聞きよんは、全会一致なんです。そうでしょう。どういう認識を持たれとんか知らんですけどね。

それと、今退席の話が出ましたから、ちょっと言わせていただきたいんですけどね。先日、予算決算常任委員会終了後において、委員長が話があるからとわざわざ議員全員を残し切り出した話が、私への注意でした。内容は、委員会を無断で退席しないように、退席をする場合は委員長か事務局に届けるようにと、ただそれだけで議員全員を残してそういうお話がありました。確かに退席はさせていただいておりましたが、開催途中の休憩後、所用で出席がおくれる旨を議会事務局に届け、30分程度退席をさせていただきました。

そこで、委員長に質問しますが、休憩後に無断で退席したんじゃないということやったら、休憩後に開催するときに空席があったのを見たと思いますよ。それを知っていて、何の確認もしないまま委員会を推し進めたと、こういう委員会の進め方、そしてこれ私だけではないですよ、ほかの議員に対しても、議員に対する配慮ね、委員長、議長もされとんでし

よう、今まで。議長経験もある委員長が配慮に欠けていると思いますが、委員長がこのような委員会の進め方、今後どう思われますか。

それと、先ほど私の質問は、全員一致ということは絶対ないですよ。全会一致なんでしょう。そこらももう少し勉強していただいて、委員長なら委員長らしいことをしていただきたいんですけど、そこを委員長、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 早瀬武臣予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 予算決算常任委員会をちょうど開催するのに時間どおりになりましたので、その時点では村井委員の欠席届は私の耳に入ってませんでしたので、時間が来ましたので予算決算常任委員会を開催いたしました。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 質問が全然かみ合うてないんですけどね、委員長ね。時間が来たら、空席があるがどうしたんぞちゅうことで事務局に聞くなり、確認をとるんが本筋じゃないかと。おらんのを知っとして、時間が来たけんというてどんどん推し進めていく、この委員会のあり方を私は問うとんですわ。

それと、そういうこともありまして、確認もとらずに、議員全員を残して私への誹謗、された私に対して、私も議員控室において抗議しました。ほいで、ある一定は認めていただきました、私の確認不足やったと、議員控室では。でも、僕謝罪も求めましたよ、ここで。でも、確認もとらずにどんどん推し進めていって、みんなの前で誹謗された、ここに対して謝罪の一言があってもええと思うんですけどね。委員長、もう僕これ3回目ですからね。もう後は言いませんけど、事実はどういうことだったということを、もう一回委員長の委員会の進め方と、その全員一致の根拠をちょっと教えてくださいや。それと謝罪、この場で謝罪をお願いしたいんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 早瀬武臣予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 繰り返すようですが、時間が来ましたので予算決算常任委員会を開催いたしましたその時点で、私の耳にはさっき言いましたように入ってきておりません。そして、局長にも聞きましたら、村井委員からの連絡はなかったということでございましたので。そして、その後途中で休憩した等々に、村井委員がまだ来ないということについて事務局に問い合わせ等々、確認等々すべきであったかなと、その配慮については足らなかつたと、それは反省しております。

そして、さっきの全員一致でございますが、出席委員の全会、全員一致ということで認識しております。そういうことで御理解いただきたいと思います。

（7番村井慶太郎議員「違う」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第27号 土地改良事業の施行について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第16、議案第27号土地改良事業の施行についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 去る3月3日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第27号について、審査の内容とその結果について御報告いたします。

今回の議案は、土地改良法に基づき、土地改良事業について議会の議決を求めるものであります。事業内容は、徳丸の揚水施設の老朽化に伴う改修工事で、事業費は2,000万円の予定であります。

審査の過程において、受益面積についての質疑があり、17ヘクタールであるとの答弁がありました。揚水施設の建屋の改修についての質疑があり、屋根についてはコンクリートを打ちかえ、外壁についてはアクリルリシンを吹きつけ、鉄筋のさびを防止するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致をもって可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長(岡井馨一郎) 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第28号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第17、議案第28号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第28号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ6,739万7,000円を追加し、総額を40億292万7,000円とするものです。

内容につきましては、久津那保険課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(岡井馨一郎) 久津那保険課長。

○保険課長(久津那延幸) それでは、議案第28号について補足して説明いたします。

まず、歳出ですが、予算書の11ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費ですが、予算に不足が見込まれますので、5,459万6,000円を増額します。C型肝炎の新薬が保険適用になったことにより、27年12月に5人、28年1月に6人の方が治療を開始しています。この治療は、薬剤を12週間服用することにより、C型肝炎ウイルスをほぼ消滅させる効果がありますが、多い方で1カ月に1人240万円の医療費が必要で、治療の完了までには3カ月で約720万円の医療費が必要となります。また、既に治療を開始している方以外にも、C型肝炎ウイルスに感染している方がいますので、新たに治療を開始する可能性が高い方の人数分を加えて、平成28年2月診療に係る保険給付費を算定し直しました。この結果による不足見込み額を今回の補正予算に計上しております。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費ですが、予算に不足が見込まれますので、1,280万1,000円を増額します。一般被保険者療養給付費と同じ理由によるものでございます。

歳入につきましては、歳出の一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増加に伴い、

それぞれ増額をしております。

以上で説明は終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

総務産業建設常任委員長より発言の申し出がありましたので、許可します。

藤岡緑委員長。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 休憩前に、村井議員のほうから委員会のことで、議員さんの発言の中で取り消すべきではないかというお話があったんですが、本人さん、発言された方にお聞きしたところ、取り消す気はないということでお話がありましたので、このままの取り消さない状態ですということにしましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 報告を終わります。

~~~~~

日程第18 議案第29号 副町長の選任について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第18、議案第29号副町長の選任についてを議題とします。

升田産業建設部長、退席されてください。

〔産業建設部長 升田年紀 退席〕

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第29号について提案理由を申し上げます。

松前町副町長中矢博史氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となることから、後任の副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

住所、伊予郡松前町大字大溝518番地、氏名、升田年紀、生年月日、昭和32年2月21日、参考として本人の履歴を添付しておりますので、御一覧いただきたいと思ひます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔産業建設部長 升田年紀 着席〕

○議長（岡井馨一郎） ただいま同意しました升田産業建設部長より挨拶の申し出がありましたので、これを認めます。

升田産業建設部長。

○産業建設部長（升田年紀） 議員の皆様には、ただいま副町長の選任に御同意をいただき、まことにありがとうございます。

今回、副町長という大役を務めさせていただくことになりましたが、その責任の重さを痛感いたしております。今後は、岡本町長が目指しておられます5つのまちづくりの実現に向け、微力ではございますが、気持ちを新たに職に取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様には、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 升田産業建設部長の挨拶を終わります。

~~~~~

日程第19 議案第30号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第19、議案第30号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第30号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員池内睦夫氏の任期が、平成28年2月14日をもって任期満了となったため、後任の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、伊予郡松前町大字大間201番地、氏名、郷田智成、生年月日、昭和29年1月2日、参考として本人の履歴を添付しておりますので、御一覽いただきたいと思ひます。よろしく御審議いただき、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

ただいま同意しました郷田智成さんが挨拶に見えられておりますので、このまましばらくお待ちください。

郷田智成さんの挨拶をお願いいたします。

○郷田智成 ただいま御紹介をいただきました郷田智成と申します。

このたびは、議員の皆様から教育委員の選任に御同意いただき、ありがとうございます。大変光栄に存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いでございます。松前町教育行政のために、精いっぱい努力する所存でございます。

議員の皆様には、今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡井馨一郎） 郷田智成さんの挨拶を終わります。

本年3月31日をもって退職される中矢博史副町長から挨拶の申し出がありましたので、これを認めます。

中矢博史副町長。

○副町長（中矢博史） 退任に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、町職員として、そして副町長として大変お世話になりまして心より厚く御礼を申し上げます。いろいろと貴重な体験をさせていただきました、私の人生にとりましてもかけがえのないこととして刻まれております。

本町は、立地条件に恵まれているとはいえ、非常に厳しい財政状況ではありますが、松前町が、岡本町政が引き続き愛媛県の、そして四国の勇町としてますます発展されますことを願っております。皆様には健康に留意をされ、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げます、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡井馨一郎） 中矢博史副町長の挨拶を終わります。

お諮りします。

議会広報常任委員会が、所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の審査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 平成28年第1回定例会の閉会に当たりまして、議長の許可をいただきましたので御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきましてまことにありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして、適切な議決を賜りますとともに、副町長の選任を初めとする人事案件につきましても、それぞれ御同意をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。また、中矢副町長の退任に際し、本議場において挨拶の機会を与えていただきました御配慮に、私からも感謝を申し上げます。現任期をもちまして勇退されます中矢副町長におかれましては、これまで本町の発展に御尽力を賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げますとともに、在任中と変わることなく今後とも町政にお力添え

を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案につきましては、私が町長に就任して初めての当初予算でございました。新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、第4次松前町総合計画を着実に実施するとともに、お約束をいたしました5つのまちづくりを新たな目標として、松前町をさらに発展させ、誰もが松前町に住んでいることを誇りに思えるような成熟した誇れるライフタウンの実現を目指してまいります。

さて、間もなく町内では桜が咲き誇る美しい季節となります。そして、春の便りは新年度を迎える時期であり、改めて身が引き締まる思いであります。議員各位を初め、町民の皆様におかれましては、新年度にかけて公私ともに御多忙と存じますが、健康に十分御留意をいただき、今後とも町政推進のためにさらなる御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡井馨一郎） これにて平成28年松前町議会第1回定例会を閉会します。

午後0時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 加 藤 博 徳